

別添1 各実施主体（部署）が実施する取組

(注)本表は、第1版(2023年4月公表)時点での各部署の取組を記載したものである。

『People』に関連する取組

未 来 社 会		・ Society5.0の実現に向けた様々な技術を活用したエリアの構築
	外部 連携	・ バリアフリーな会場施設のできる限りの実装
	マニ ュ ア ル	・ ユニバーサルデザインガイドライン作成 ・ ピクトグラム、サイネージ、音声ガイド等の利活用を検討。安全対策協議会（防災分科会）において、過去事例等を検討し、危機管理に関する計画やマニュアルに反映 ・ 障がいをお持ちの方やITリテラシーの低い方でも購入しやすい販売手法のスキームを確立する
	設 備	・ 知的・精神・発達障がい者等への配慮として、スペースの設置を検討 ・ 視覚障がい者への配慮として、視覚障がい者誘導用ブロック等の対策を検討 ・ 子ども連れ利用者への配慮としては、授乳室の整備等を検討 ・ 高齢者への配慮として、休憩用ベンチの設置等を検討 ・ トイレについては、様々な利用者を想定した多様なバリアフリートイレ、男女それぞれの一般トイレにはオストメイト対応や親子対応の大型ブース等を設置 ・ 来場者の移動支援として、会場内を巡回するEVバスを導入。乗降しやすい車両を運行 ・ 公式参加者宿舎から会場まで、公共交通機関での通勤が不便な場合スムーズに通勤していただくためのシャトルバス運営
	情 報 提 供	・ 会場における情報表示やアナウンスにおいて、多言語表記やピクトグラムの使用、音声が多言語及び文字で表示する技術を使った案内の導入等（デジタルサイネージ）を検討 ・ セキュリティに配慮した公式ウェブサイトの構築 ・ 個人情報の取扱いに留意したウェブサイト運営のために、GDPR、cookie対応などを検討 ・ ルールに基づいた刊行物や制作物を推奨するために、ビジュアル・アイデンティティを策定し配布
	来 場 支 援	・ タッチパネル入力などITに不慣れな来場者に対し、ゲートや案内所における入力補助等の支援 ・ 「未来社会ショーケース」として開催期間においては、多言語自動翻訳を積極的に活用する ・ 修学旅行や校外学習の場として万博を選択してもらえるように、チケット販売事業者と協力してチケットを積極的に販売する ・ 障がいのある方等のレーンの設置、多言語表示による案内、最新機器の導入によるストレスの少ないセキュリティチェックを積極的に検討 ・ 会場内では車いす使用者等がスムーズに乗降できるEVバスを利用するとともに、来場者や関係者への配慮として、案内サインはピクトグラムや多言語表記等を検討



『Planet』に関連する取組

脱炭素		<ul style="list-style-type: none"> 万博に関連する活動に応じて温室効果ガス排出量を算定する 建築環境総合評価制度（CASBEE）の採用 	
	技術導入	<ul style="list-style-type: none"> 大気中からCO₂を分離・回収するDAC技術を導入し、回収したCO₂について地中への貯留やコンクリートへの固定、メタネーション等CCU（Carbon Capture and Utilization）の原料として活用等することで、CO₂排出量削減に寄与する 燃焼してもCO₂を排出しない、水素やアンモニアを燃料とした発電を実施し、カーボンニュートラル電力を活用する 	
	建設	<ul style="list-style-type: none"> 自然採光等による照明負荷低減や断熱・通風等による冷房負荷低減など、できる限り省エネルギーを考慮した施設建設を行う 低排出、低騒音、低振動な建設機械や工法をできる限り採用 	
		<ul style="list-style-type: none"> 機器選定の際には、できる限りエネルギー消費効率の高い製品を選択し、定めのあるものについては、エネルギー消費効率等の基準を満たすものを利用する LED照明や高機能空調設備など、省エネルギー性の高い機器・設備を積極的に採用する エネルギー消費性能の高い設備機器を積極的に採用 工事関連車両の効率的稼働。エコドライブの実施 	
		協会運営	<ul style="list-style-type: none"> 退社時の複合機の節電設定の徹底、お昼休憩時の電気OFF 協会職員の出張の際には、公共交通機関の利用を原則とする
		会場運営	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出の削減のため、関係行政と連携し、民間事業者へ万博にアクセスするEV/FCバスの導入を促進する 協会職員や国内外バビリオン出展者が利用する関係者用モビリティに可能な限り電気、燃料電池等環境に配慮した車両の導入を検討する 来場者への情報提供サービスによる最適な来場者輸送の実施に努める 出展者のカーボンニュートラルに資する取組の支援
	エネマネ	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーマネジメントシステム導入によるエネルギー需給把握・管理、各施設の照明・空調の使用実態把握・適正化等により、省エネルギーを推進する 会場内機器をエネルギーマネジメントシステム（VPP技術を含む）を用いて制御する 	
	交通	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルモビリティの配置、使用ルールの策定等 交通需要マネジメント実施方針策定と実施 来場者輸送ルートの設定を行う 来場者の円滑な輸送を実現するため、来場者輸送対策協議会を設立し、来場者輸送の計画を策定する 物資輸送及び廃棄物輸送に際して、事前に運行計画を策定し、効率的な輸送ルートの確保や道路の混雑状況に応じた効率的な輸送を実施する 場内輸送時のアイドリングストップなどエコドライブの徹底により、CO₂排出を削減する マイカーによるCO₂排出の削減のため、パークアンドライドを実施 	



脱炭素	来場者・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナッジ×デジタルの取組導入により、来場者一人一人の自主的な意識変革・行動変容を促進する ・ 環境エネルギー技術やカーボンニュートラルに資する技術・仕組の理解促進を促す展示の実施 ・ 会場内外の CO₂ フリー電源活用、会場内機器のエネルギーマネジメントシステムを用いた制御について、来場者に対して見える化するものを検討する ・ データ・数字の見える化の取組・PR・普及啓発活動
	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境や資源の有効活用にてできる限り配慮した万博会場の構築 ・ 建築物の簡素化・軽量化、建築材料の使用量削減をできる限り実施する ・ 解体時に分別しやすい建築構造・工法をできる限り採用 ・ 木材等再生可能資源利用のできる限りの促進 ・ 資機材や建築物のできる限りのリユース ・ 建設資材のリデュース、リユース、リサイクルをできる限り推進し、廃棄物最終処分量の抑制に努める
資源循環	協会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設リサイクル推進計画（国土交通省）に定める再資源化・縮減率等 の遵守 ・ リサイクル可能な建材の使用推奨 ・ 駐車場建設での再生材の活用に最大限努める ・ 建設資材についてリサイクル材を使用（グリーン購入法特定調達品目、エコマーク認定品）
	協会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品や什器など環境に配慮したものを購入、備品に「協会用」「共有」のシールを貼り、共有で使用できる備品を増やす ・ 詰替え商品へ切り替えるリサイクル・リユースを心がける ・ 事務用品をグリーン購入法適合商品を選択する
	プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチックレジ袋の使用を制限するため、配布抑制や紙袋などプラスチック以外の素材へ代替を実施 ・ リユース以外の食器・包材は、紙・生分解性プラスチックなどの使用を事業者へ働きかける ・ 食品を提供する容器等に生分解性容器を導入し、来場者に分別をしてもらい、それら容器は微生物により生分解され、バイオエタノールを製造し、得られたバイオエタノール等を燃料電池等の燃料としてエネルギーを得ることで、会場内での資源循環をわかりやすく表現する ・ 食器や飲料カップなど、リユース使用を事業者へ働きかける
	食品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万博におけるサーキュラーエコノミー実現に貢献するため、食品の需要予測、食品残渣の活用（バイオガス製造、堆肥化等）など、食品廃棄ゼロに資する技術等を、実証的・実装的に積極的に導入する ・ 食品需要予測、容器・包装使用抑制等、廃棄物発生を抑制する方策について検討し、万博における廃棄物発生量を削減する
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者数に応じた食事数の予測・在庫の適正化・調理数のコントロール ・ 来場者の食べきり・適量オーダー促進への意識啓発活動 ・ フードバンク・フードシェアリングを活用した未利用食品の提供廃棄抑制
	技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場内で出た食品残渣について、メタン発酵によりバイオガスを生成（メタン化）することで、カーボンニュートラルガスの確保及び食品廃棄物のリサイクル率向上に寄与する



資源循環	紙	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約書導入による紙の削減を実施 ・電子決裁の促進 ・オンライン会議の活用によるペーパーレス化の促進 ・ツーアップや両面印刷の利用 ・入場券は電子チケットを基本とし、紙券の使用を極力無くし、森林伐採の抑制につなげる
	レンタル・リース	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ機器のレンタル、リース計画の策定 ・会場整備における物品調達について、可能な限りレンタル・リースによる調達を実施、期間終了後の再利用を図る ・ゲート機器・パビリオン入館機器の可能な限りのレンタル・リユースを検討する ・ネットワーク機器について、リース・レンタルを最大限利用するための調達計画を策定
		<ul style="list-style-type: none"> ・催事施設での備品はレンタル品の利用を活用 ・会場整備におけるレンタル・リース・中古品をできる限り活用
	運営 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・万博におけるサーキュラーエコノミー実現に貢献するため、飲食物の提供・販売に活用できるバイオマス由来の生分解性容器の循環処理・資源化に関する実証、廃棄物処理技術やリサイクル技術を核とした資源循環に関する実証、ごみ回収×ナッジの仕組の導入等、ごみゼロに資する技術等について実証的・実装的に積極的に導入を検討する ・来場者が快適に過ごせるよう、ごみの回収・排出の流れや再生利用も考慮し、サブストックヤード・メインストックヤードを適切に配置する ・産廃取扱い業者との業務委託契約を通じて、重量の把握とデータ化 ・再資源化が難しい廃棄物は、可能な限り焼却による熱回収を進め、埋立処分を抑制する ・催事施設で購入した備品を可能な限りリユースする ・スタッフ・ボランティアが着用するユニフォームは、暑さに十分考慮しつつ、サステナブル素材を活用 ・紙ごみ、プラスチックごみなどの再資源化可能物のリサイクルに取り組む
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源化に向け、来場者にマイバッグの利用を促進する ・エコバックの持ち込みを促すとともに、来場者が持ち込んだ物品に関しては持ち帰りを促す ・公式ウェブサイト等で、事前に分別に関する情報を発信する ・ごみの分別表示を分かりやすくする他、来場者や参加者に対する分別への協力の周知の強化に取り組む ・パビリオン出展者・協賛者に、環境に配慮した資材の調達を行うよう働きかける ・PR関連グッズ、ライセンスグッズに係る持続可能性に配慮した資源・原材料の使用・資材の調達・生産・販売の為にMLO事業者を通じ各事業者・ライセンサーへの説明会を実施 ・関係企業、団体等からのヒアリングを踏まえ、備蓄方法、体制等を検討 	
自然環境	会場建設	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限りの自然環境の保全及び創造（重要種保全など環境影響評価書の取組）
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・生分解性の高い中性洗剤へ切り替える ・会場内飲食店で使用する洗剤は自然由来原料のものを推奨する ・飲食施設にて、事業者はグリストラップを設置し、定期的な清掃を行う



『Prosperity』に関連する取組

調達 コード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達（サプライチェーン）については、持続可能性に配慮した調達の取組（持続可能性に配慮した調達コード、通報受付窓口）を実施 ・ 契約事務審査会を設置し、協会が発注する業務及び物品調達にかかる基準額以上の契約事務について、調査、審議を実施 	
	調達コードの 周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展・協賛者及びその関係者向けの説明会（または説明資料等を作成、配布）を開催し調達コードの周知を実施 ・ 博覧会協会では、サプライヤー、ライセンサー、パビリオン運営主体等向けの説明会等を開催し、調達コードの周知を実施
	調達コードの 遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別規則第4号及びパビリオンタイプAに関する建設ガイドラインの策定・周知 ・ 特別規則第5号（機器の運用における環境への配慮等）の策定・周知 ・ 特別規則第9号及び商業ガイドラインの策定・周知 ・ 特別規則第10号及び一般サービスに関するガイドラインの策定・周知
情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に関する取組について、公式ウェブサイトや公式 SNS などオウンドメディアを通じた情報発信を実施 	

『Peace』に関連する取組

インクル ーシブ	情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催事への幅広い参加の創出に向けて、広報部と連携し協会 HP の見せ方を工夫し情報を公開する 	
安心・安全 な環境	健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水スポットの設置等、観客向けの暑さ対策の検討を実施 ・ 感染症の専門家等を招いた会場衛生協議会（感染症対策検討会議を発展的に改組）を実施し、ハード、ソフト面での対策に反映 ・ 気象情報の適切な提供、飲料水の補給呼びかけ、日よけグッズの配布、医療救護施設、救急車の適切な配置 	
	就業 環境	メンタル ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ イントラなどの活用で、進捗状況の見える化 ・ 持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口を設置し、労働環境等調達コードの不遵守に関する通報を受け付け対応する体制を整備 ・ 着任時に多目的トイレの場所を記載した地図を配布 ・ 必要に応じて庁舎内の什器や手指を消毒する ・ 産業医による健康セミナーの開催、健康相談対応 ・ ストレスチェックの実施 ・ 非差別的で寛容な職場風土、安全で健康的な職場環境を確保するための窓口を設置 ・ ハラスメント事象以外にも、業務の増大により増加する可能性があるメンタル面の問題に対応するメンタルヘルスケア相談窓口を設置する ・ ハラスメント事象防止やコンプライアンスを遵守させるための職員研修を充実させる
		働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間管理の徹底（長時間残業・有休取得率等）、NO 残業デーの設定（個人毎に月1日設定する） ・ 月1日以上の休暇取得 ・ 時差出勤、在宅勤務を行い多様な働き方の実現



安心・安全 な環境	就業 環境	コミュニ ケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権労働問題を適宜把握・連絡できる体制の構築 ・ 役員との定期的な意見交換会の実施 ・ 可能な部署にてフリーアドレスを推進することにより、課内コミュニケーションの活発化を図る
		ジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダーバランスの実現に向けて、パビリオン出展者審査委員会構成等の男女比率に配慮する ・ 【スタッフ・関係者のユニフォームデザインにおける配慮】スタッフのユニフォームデザインの柱の1つとして「ダイバーシティ」を掲げ、ユニセックスデザインも取り入れていく
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、スタッフ及びボランティアを採用 ・ 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、ボランティアを公募
		宗教・文化 への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な宗教文化に対応するため、来場者・スタッフが利用できる多目的スペースを設置 ・ 宗教・性別等に配慮した医療・警備等の実施 ・ 宗教的・文化的に配慮した飲食の提供

『Partnership』に関連する取組

参 加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的に来場したくてもできない方にも万博を体験いただくオンライン上のバーチャル万博を実現 ・ 平等に全ての企業・団体が参加できる機会の提供として万博参加の説明会を実施 ・ 自治体を主体とした全国的な万博出展・参加体制の構築を目指し、全国の都道府県において、万博への参加の仕方を周知し、参加プロジェクトを組成するのを手伝う ・ ステークホルダー（METI、大阪府市等）との定期的な連絡会議の実施。METI・推進本部との定例会議、大阪府市との定例会議等の事務局として ESMS 推進にあたり必要な議題を設定する ・ ユニバーサルデザインガイドラインの障がい当事者参画による改定 ・ 大学や企業との共創活動によるコラボ展示を実施 ・ 共同プロジェクトでの取組によるプロデューサー-企業及び企業間のパートナーシップを構築 ・ 協会と他機関との包括連携協定等文書の締結を調整する 	
	機会提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共創パートナー参画企業への働きかけと EXPO PLL TALKS 等を実施することによる一般市民、企業、自治体の連携強化及び情報発信
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体やプログラム参画済企業を通じた、「TEAM EXPO 2025」プログラム参画の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「TEAM EXPO 2025」プログラム参画者による自活動と「SDGs との関わり」の明確化の促進と説明の実施 		
情 報 提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博覧会協会内の各部署に設置した持続可能性の責任者及び担当者に対する説明会を通じて、持続可能性に関する情報共有を実施 ・ 主催者催事の推進時における持続可能性に関する連携・協働、意見交換の実施 ・ PR 関連グッズ、ライセンスグッズへの積極的なロゴマーク、キャラクターの活用 ・ 各アンバサダーのイベント・SNS 等での情報発信促進のため、定期的な情報共有を実施 ・ 各スペシャルサポーターのイベント・SNS 等での情報発信のため、情報共有を実施 ・ SDGs に関係しそうな情報を SNS で拡散する・PR・普及啓発活動 ・ 自然保護団体等への情報共有等 	



情報提供	理解促進	協会外	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や多様なニーズを有する人々に万博を楽しんでもらうため、関係諸団体にアクセシビリティの計画に関与を依頼 ・広く万博テーマの理解促進のため、各自治体で開催されるイベント、セミナーへ参加し、啓発活動を実施 ・メモリアルイベント等における持続可能性浸透・理解促進普及を図るプログラムの導入 ・カウントダウンイベント等の実施と情報発信 ・万博に加え持続可能性に関する理解促進のため、小学生・中学生を対象に教育プログラムを実施
		協会内	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのスタッフ、ボランティアを対象とした研修（集合研修、e-ラーニング）においても、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の考え方やサポートにおける基本姿勢・サポート方法を学習する機会を設定 ・全てのスタッフ、ボランティアを対象とした研修（集合研修、e-ラーニング）においても、万博の持続可能性の概念や、ボランティア一人ひとりが実践できる持続可能性の取組を紹介し、持続可能な万博の実現に向けた行動を促進 ・持続可能性に関する主要マイルストーンに対する進捗フォロー（プロジェクトマネジメント活動と連動） ・全職員に対する、万博の持続可能性の重要性について教育を実施 ・要求事項を特定し、定期的に更新することにより、協会のESMSのISO20121認証及び運用を支援する ・協会のESMSのISO20121認証及び運用に係る規程類のうち所管するものについての制定・改定、整備を行う ・協会のESMSのISO20121認証及び運用に係る規程類のうち所管するもの、また関連のある法令について、職員への理解を促す ・コンプライアンス体制の構築



別添2 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針

1. 前文

国際社会において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への支持は高まりつつあり、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、事業活動に際しては、指導原則や国際労働機関(ILO)の労働基準などの取決めに従い、労働者の権利や環境、保健基準を遵守することが求められています。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)は、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、大阪・関西万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。

博覧会協会は、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組を確立します。会期前の準備期間から会期中にかけて、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事などを通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

本方針は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員(派遣社員、契約社員含む)及び同会長以下の役員に適用します。また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーにも広く本方針への支持を期待します。

2. 人権の尊重

博覧会協会は、法令を遵守するとともに、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」「ILO多国籍企業宣言」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組を構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、適正なビジネス慣行等、社会に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセスのことです。

4. ステークホルダーとの対話

博覧会協会は、関連する多くのステークホルダーと、継続的な対話を行います。頂戴したご意見、ご要望等には適切に対応し、良好な関係性の構築に努めます。

5. 参加者やサプライヤーとの共有

博覧会協会は、万博の実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーにも広く本方針への支持を期待します。また、物品・サービスの調達に際しては、別途定めた「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を求めます。

6. 救済

博覧会協会は、本方針に関するご相談や苦情に対して、適切に対応するための枠組(グリーンバンス・メカニズム)を構築します。グリーンバンス・メカニズムは他の相談窓口とも連携し、相談者が不利益を被ることがないようにプライバシーに配慮します。

博覧会協会の役職員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済・是正に取り組みます。



7. 教育、訓練

一人ひとりの博覧会協会職員やボランティア、スタッフらが業務において、本方針に基づいた行動を実践するように、必要な教育及び能力開発を行います。また、公式参加者、出展者やサプライヤーにも「持続可能性に配慮した調達コード」をはじめとした博覧会協会の取り決めに周知し、必要に応じた教育を提供します。

8. 情報の開示及び発信

本方針に基づく人権尊重の取り組み及びその進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して、定期的に報告し、来場者や広く一般に発信します。



別添3 用語集

3R+Renewable

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底と再生可能資源への代替のこと。

BAU(Business-as-Usual)

追加的な対策を講じなかった場合。いつも通り。従来通り。

DAC(Direct Air Capture)

空気など、CO₂濃度の低いガスから直接CO₂を回収する技術。

CCUS (Carbon Dioxide Capture, Utilization and Storage)

発電所や化学工場などから排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、分離・貯留したCO₂を利用する技術。

CLT (Cross Laminated Timber、直交集成板)

ひき板を繊維方向に直交するように積層接着した木材のパネル。

ESMS (Event Sustainability Management System)

イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム。イベント運営における環境・経済・社会への影響を管理し、イベントの持続可能性を改善することを目的としている。2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックを契機と

して、国際規格としてISO20121が発行された。

EV (Electric Vehicle)

電気自動車のこと。電気を動力源として、モーターで走行する自動車。

FCV (Fuel Cell Vehicle)

燃料電池自動車のこと。現在市販のものは、燃料として水素を使用している。

GHG プロトコル (Greenhouse Gas Protocol)

WRI（世界資源研究所）とWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が共催する団体であり、各国政府、業界団体、NGO、企業と協力して運営している。1990年代後半に、企業のGHG排出量計算方法の開発を開始、2001年にScope 1及びScope 2のGHG排出量の算定方法である、コーポレート基準の初版を発行。その後、順次、温室効果ガス排出量の算定・報告に関する様々な基準等を発行している。各種基準等の策定には、海外の政府機関やグローバル企業が参画しており、いずれもデファクトスタンダードの地位を確立しつつある。

GRI (Global Reporting Initiative)

GRIは1997年に設立された非営利団体で、設立には国連環境計画（UNEP）も関与している。責任ある環境行動原則への企業の遵守を確保できる説明責任メカニズムを作成することを目的としていたが、その後、社会、経済、及びガバナンスの課題にも範囲を拡大している。

GRI スタンダード



GRIスタンダードは、報告主体が経済、環境、社会に与えるインパクト（プラスとマイナスのインパクト、外部に与えるインパクトと外部から受けるインパクトを含む）を報告し、持続可能な発展への貢献を説明するための枠組。同スタンダードの開発には企業、機関投資家、労働組合、民間団体、及び市民社会などを含む様々なステークホルダーが関わっている。

GX（Green Transformation）

産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体の変革を図る取組であり、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化し、経済成長の実現を目指している。

ILO 多国籍企業宣言

国際労働機関（ILO）が、社会政策と包括的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業（多国籍企業及び国内企業）に直接の指針を示した文書。

ISO20121

イベント運営における環境影響の管理に加えて、その経済的、社会的影響についても管理することで、イベントの持続可能性をサポートするためのマネジメントシステム（ESMS:Event Sustainability Management System）の国際標準規格。

LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身

のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的マイノリティ（性的少数者）のこと。

MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

OECD 責任ある企業行動に関する

多国籍企業行動指針

OECD が 1976 年に行動指針参加国の多国籍企業に対して、企業に対して期待される責任ある行動を自主的にとるよう勧告するため策定した指針。世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、これまで 6 回（1979 年、1984 年、1991 年、2000 年、2011 年、2023 年）改訂されている。法的な拘束力はないが、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税等、幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。

PDCA サイクル

「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことが PDCA サイクルの目的。



Scope 1

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)。

Scope 2

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

Scope 3

GHG プロトコルによって定義されている GHG 排出量の区分。Scope 1、Scope 2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)。

Society5.0

サイバー空間（インターネット上の仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会（Society）のこと。

「第5期科学技術基本計画」(2016年1月22日閣議決定)において、日本がめざすべき未来社会の姿として提唱されている。

SBTs for Nature（科学的根拠に基づ

く自然に関する目標）

バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、科学的根拠に基づき、測定可能で行動可能な目標。設定手法の

開発が進められている。

SDGs

⇒ 持続可能な開発目標

愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された世界目標。

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、各国に求められる行動が20にまとめられている。

一般営業参加者

一般規則第35条に言及され、博覧会会場内で商業活動を実施する権利を開催者から付与されている者

一般規則

第167回BIE総会で承認された登録申請書の第8章に含まれる一般規則

温室効果ガス

赤外線を吸収し、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素などのガス。

カーボンクレジット

再生可能エネルギー（太陽光発電や風力・水力発電など）の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って量化し取引可能な



形態にしたもの。クレジットは、電子システム上の「口座」において、1t-CO₂を1単位として管理される。

カーボンニュートラル

日本が目指す「カーボンニュートラル」は、CO₂だけに限らず、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素、フロン類（HFCs、PFCs）の排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

カーボンプライシング

炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる経済的手法であるが、CO₂の排出量に比例した課税を行う「炭素税」や排出量の上限規制を行う「排出量取引」といった手法だけでなく、石炭や石油といった化石燃料の量に応じた課税を行う化石燃料課税など、様々な手法が存在する。

カーボンリサイクル

CO₂を炭素資源ととらえ、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）する技術。

開催者

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律により2019年5月31日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019年10月21日に公益社団法人として認定を受けた2025年日本国際博覧会協会

ガイドライン

一般規則及び特別規則に規定される各項目に関連して開催者が発行する博覧会に関するガイドラインであって、博覧会の準備及び運営に関するあらゆる事項について公式参加者を支援するためのもの

環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をすること。

気候変動関連財務情報開示タスク

フォース（TCFD）

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により設立された。同タスクフォースにおいて、2017年6月に気候変動要因に関する適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な情報開示を促す提言が策定された。

グリーンアンモニア

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においてもCO₂を排出せずにつくられたアンモニア。

グリーン水素

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においてもCO₂を排出せずにつくられた水素。



建築環境総合評価システム

(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency, CASBEE)

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境負荷低減への配慮や、室内の快適性、生物多様性、景観への配慮等の環境品質も含めた建物の環境性能を総合的に評価し、格付けするシステム。

公式参加者

日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関

合成燃料

CO₂と水素を合成して製造される燃料。複数の炭化水素化合物の集合体で、「人工的な原油」とも言われている。

国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、1948年12月10日に第3回国連総会において採択された。

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。日本は1979年に批准している。

国連「ビジネスと人権に関する指

導原則」

2011年に国連人権理事会で全会一致で支持さ

れた文書。「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。

昆明・モントリオール生物多様性

枠組

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる2021年以降の新たな国際目標（ポスト2020生物多様性枠組）として採択された。

同枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30(サーティ・バイ・サーティ)、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減等が目標に掲げられている。また、ビジネス、主流化に関する目標として、ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進（特に大企業、多国籍企業については、国からの要請を通じて奨励すること）、自然を活用した解決策(NbS)に関する目標として、自然が持つ調整力を防災・減災等に活用することなどが掲げられている。

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など。

参加者

公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者



自然関連財務情報開示タスクフォ

ース

(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures, TNFD)

2019年の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)で着想された、自然関連リスクについて報告・対応するための枠組を構築し、自然に負の影響を与える結果から自然に良い影響をもたらす方向に、世界的な資金の流れを移行させることを目指し、自然関連リスクについて、報告・対応するための枠組。

持続可能な開発目標

(Sustainable Development Goals, SDGs)

2001年に策定された「ミレニアム開発目標」(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて、同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

ステークホルダー

(Stakeholders、利害関係者)

本書においては、博覧会協会又は大阪・関西

万博運営において、何らかの影響を受ける、または影響力がある個人や組織と定義している。

ステークホルダー・エンゲージメ

ント

(Stakeholder Engagement)

事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合など、非常に多様な行動体系を意味している。

生物多様性

人間を含む全ての生き物は、他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」のこと。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされている。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された条約。

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において採択された。

ダイバーシティ&インクルージョ

ン

(Diversity & Inclusion, D&I)



「多様性」を意味するダイバーシティと、「包括」のインクルージョンを合わせた表現。それぞれに異なる人種、性別、年齢、国籍などの多様性を受け入れ、活躍できる場を用意（包括）することを指す。従来はそうした場を与えていなかった女性や障がい者の活躍を推進したり、外国籍人材を積極的に雇用したりといった取組のほか、多様な働き方を推進するなど、社会・組織の制度変革も求められる。

ディーセント・ワーク

(Decent Work)

働きがいのある人間らしい仕事。

権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味する。

デュー・ディリジェンス

(Due Diligence)

事業活動及びサプライチェーンなどの取引関係を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス。博覧会協会では人権デュー・ディリジェンスを実施している。

特別規則

一般規則第 34 条に記載されている特別規則

ナッジ (Nudge)

「ひじで突く」、「そっと後押しする」という意味。選択を禁じることも経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々のより望ましい行動を促す情報提供や仕掛けの考え方のこと。

バイオディーゼル

菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料。

バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。

博覧会国際事務局 (Bureau

International des Expositions, BIE)

1928年、国際博覧会条約の成立を機に発足。万博が国際博覧会条約に則り開催されるよう監督するために設立された国際機関。パリに本部を構え、2026年2月現在、184カ国が加盟。

パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組。パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で2015年12月に採択された。

発展途上国を含む全ての参加国・地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組。産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としている。

非公式参加者

博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者（例：民間パビリオン出展者）



ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料を用いた新しいタイプの太陽電池。

マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

メタネーション

CO₂と水素からメタンを合成する技術で、現在の都市ガスの原料である天然ガスを、合成メタンに置き換えることで、都市ガスの脱炭素化が期待される。

要求事項

ESMS について、明示されている、一般的に暗黙の内に要求されている、もしくは義務として要求されているニーズ又は期待。

リニューアブルディーゼル

食料と競合しない廃食油や廃動植物油等を原料として製造される次世代型バイオ燃料。水素化処理することで、ディーゼル燃料と同様の化学的特性と物性を持つ。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のとれた状態。日本では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。



資料編

1 持続可能性有識者委員会の開催状況、委員名簿

会議（年月日）	主な議題
第1回持続可能性有識者委員会 （2021年12月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性方針（案） ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）
第2回持続可能性有識者委員会 （2022年1月21日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ EXPO 2025 グリーンビジョン改定（案）及びカーボンフットプリントに関する取組（案）
第3回持続可能性有識者委員会 （2022年2月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ EXPO 2025 グリーンビジョン改定（案） ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案） ・ 持続可能性方針
第1回持続可能な調達 ワーキンググループ （2022年3月7日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案） 共通基準について 個別基準（木材・紙）について 個別基準に関するヒアリング
第2回持続可能な調達 ワーキンググループ （2022年4月11日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案） 共通基準について 個別基準（木材・紙）について
第3回持続可能な調達 ワーキンググループ （2022年5月23日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案） 意見募集の結果について
第4回持続可能性有識者委員会 （2022年6月2日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）及び今後の進め方について ・ 脱炭素ワーキンググループ、資源循環勉強会の設置について ・ (仮称)持続可能性計画(骨子案)及び今後の進め方について
第4回持続可能な調達 ワーキンググループ （2022年7月19日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品関連（農・畜・水産物、パーム油）調達コードの検討に向けて ・ 個別基準（畜産物）に関するヒアリング ・ 個別基準（水産物）に関するヒアリング ・ 個別基準（パーム油）に関するヒアリング
第1回脱炭素ワーキンググループ （2022年7月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素 WG の位置づけ・設置目的・スケジュール ・ 国の動き（2025年大阪・関西万博アクションプラン Ver.2） ・ 会期中の電気・ガス利用について（電源構成）
第5回持続可能な調達 ワーキンググループ （2022年8月1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別基準（パーム油）に関するヒアリング ・ 個別基準（農産物）に関するヒアリング ・ 食品関連調達コード全般に関するヒアリング ・ 食品関連調達コード検討に向けた意見交換
第1回資源循環勉強会 （2022年8月9日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪・関西万博の運営における資源循環に係る方向性（案） ・ 方向性（案）に関連した事業者に対するヒアリング
第5回持続可能性有識者委員会 （2022年8月26日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画」のための個別目標及び全体指標について ・ ワーキンググループ等の進捗及び持続可能性有識者委員会の今後の予定について
第2回資源循環勉強会 （2022年9月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源循環に係る取組の紹介
第2回脱炭素ワーキンググループ （2022年10月4日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場内外の行動変容を促進し、温室効果ガスを削減するための取組 ・ 会期中のエネルギーマネジメントについて

第6回持続可能な調達 ワーキンググループ (2022年10月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連（農・畜・水産物、パーム油）調達コードについて ・通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）の設置について
第6回持続可能性有識者委員会 (2022年11月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ等の進捗及び持続可能性有識者委員会の今後の予定について ・「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画（第1版）」（案）について
第7回持続可能な調達 ワーキンググループ (2022年12月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性に配慮した調達コード改定案（農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等）について ・通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について ・大阪・関西万博の運営における資源循環に係る対応の方向性について
第3回脱炭素ワーキンググループ (2022年12月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・GHG 排出量算定の考え方（バウンダリ・算定条件等）
第4回脱炭素ワーキンググループ (2023年2月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルLPG、航空機のオフセットについて ・ワールドカップのバウンダリ・排出量算定等紹介 ・改訂版 EXPO 2025 グリーンビジョン（案）について
第8回持続可能な調達 ワーキンググループ (2023年2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性に配慮した調達コード改定案（農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等）について ・通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について ・その他（資源循環ワーキンググループの設置等について）
第1回資源循環ワーキンググループ (2023年2月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環ワーキンググループの設置について ・大阪・関西万博と資源循環について ・EXPO 2025 グリーンビジョンについて ・大阪・関西万博の運営における資源循環に係る基準について ・大阪・関西万博で期待される食品ロス削減の取組みに関して
第7回持続可能性有識者委員会 (2023年3月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・<EXPO 2025 グリーンビジョン(2023年版)>（案）について ・「持続可能性に配慮した調達コード」の改定について ・「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画（第1版）」（案）について
第9回持続可能な調達 ワーキンググループ (2023年6月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性に配慮した調達コード改定案（農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等）について ・通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について
第8回持続可能性有識者委員会 (2023年7月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の動きについて ・「持続可能性に配慮した調達コード」の改定及び通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について ・「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画（第2版）」の検討事項について ・万博を活用した「持続可能な開発のための教育（ESD）」の検討について
第5回脱炭素ワーキンググループ (2023年8月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より直近の状況及び今年度のスケジュールについて、「未来社会シナリオケース事業」協賛者記者発表会（7/20,8/2）について ・万博におけるエネルギーマネジメントについて ・万博をきっかけとした ESD（持続可能な開発のための教育）、環境教育について

第2回資源循環ワーキンググループ (2023年11月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・大阪・関西万博における資源循環に関する検討状況について ・大阪・関西万博をきっかけとしたESD(持続可能な開発のための教育)について
第6回脱炭素ワーキンググループ (2023年11月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・EXPOグリーンチャレンジについて ・温室効果ガス排出量推計の見直しと今後の進め方について ・万博におけるエネルギーマネジメントについて ・その他進捗状況報告 <ol style="list-style-type: none"> 1) 海外バビリオンの進捗状況について 2) 万博をきっかけとしたESDについて 3) 万博をきっかけとした観光誘致について
第9回持続可能性有識者委員会 (2023年12月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の検討状況について ・持続可能な大阪・関西万博全体の指標について ・人権に関する取組について
第7回脱炭素ワーキンググループ (2024年2月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・他国際イベントの事例紹介について ・EXPO 2025グリーンビジョン(脱炭素編)改訂案について ・万博をきっかけとしたESD(持続可能な開発のための教育)の検討状況について
第3回資源循環ワーキンググループ (2024年2月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況等について ・ごみの適正処理等に関するガイドライン(初版)について ・万博をきっかけとしたESD(持続可能な開発のための教育)の検討状況について ・EXPO 2025グリーンビジョンの改定について
第10回持続可能な調達 ワーキンググループ (2024年2月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・調達コードの実施状況について ・人権に関する取組について
第10回持続可能性有識者委員会 (2024年3月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する取組について ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画(第2版)及びEXPO 2025グリーンビジョン(2024年版)について
第1回人権ワーキンググループ (2024年6月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況 ・人権方針と本ワーキンググループ概要 ・人権デュー・ディリジェンス【事業が及ぼす負の影響】について
第8回脱炭素ワーキンググループ (2024年9月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の直近の準備状況について ・万博をきっかけとしたESDについて ・グリーンに関する機運醸成について ・GHG排出量算定・第三者検証の実施について ・カーボンリサイクルファクトリーの現状について
第11回持続可能な調達 ワーキンググループ (2024年10月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・調達コードの実施状況について
第2回人権ワーキンググループ (2024年10月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況について ・人権デュー・ディリジェンスの実施状況
第4回資源循環ワーキンググループ (2024年12月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博の直近の準備状況等について ・EXPO 2025グリーンビジョンの改定について
第9回脱炭素ワーキンググループ (2025年1月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン打ち出し等について ・エネルギーマネジメントシステムと見える化について ・GHG排出量算定第三者検証の結果について ・EXPO 2025グリーンビジョン改定について

第11回持続可能性有識者委員会 (2025年1月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループでの検討について（報告） ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催前報告書）及びEXPO 2025 グリーンビジョン（2025年版）について
第3回人権ワーキンググループ (2025年2月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催前報告書）について ・人権デュー・ディリジェンスの実施状況 ・負の影響軽減策 ・次年度に向けて
第12回持続可能な調達 ワーキンググループ (2025年3月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催に向けた行動計画（開催前報告書）について ・調達コードの実施状況について ・今後の取組について
第13回持続可能な調達 ワーキンググループ (2025年6月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・調達コードの実施状況、今後の取組等について報告、意見交換 ・調達コードに関連して、従業員食堂、大屋根リング等の会場視察
第5回資源循環ワーキンググループ (2025年7月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環に関する具体的な取組について、その実施状況を場各所で確認
第10回脱炭素ワーキンググループ (2025年7月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素に関する取組の実施状況について報告、意見交換 ・脱炭素に関する具体的な取組の実施状況を会場で確認
第4回人権ワーキンググループ (2025年8月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマウィーク（平和と人権）、人権デュー・ディリジェンスの実施状況等について報告、意見交換 ・人権に関連して会場視察
第6回資源循環ワーキンググループ (2025年9月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な取り組みに関する表彰の資源循環部門の審査
第12回持続可能性有識者委員会 (2025年10月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催後報告書）について
第11回脱炭素ワーキンググループ (2026年1月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博における脱炭素の取組結果について ・GHG排出量の算定状況について ・開催後報告書について
第7回資源循環ワーキンググループ (2026年1月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催後報告書）（案）会場運営関係の廃棄物等について ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催後報告書）（案）施設設備の廃棄物等について
第5回人権ワーキンググループ (2026年2月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催後報告書）について
第14回持続可能な調達 ワーキンググループ (2026年2月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（開催後報告書）について
第13回持続可能性有識者委員会 (2026年3月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博 サステナビリティレポート（持続可能性開催後報告書）について

持続可能性有識者委員会 委員名簿（敬称略、氏名の五十音順）

氏名	所属
あさり みすず 浅利 美鈴	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授
いとう もとしげ 伊藤 元重	東京大学 名誉教授
しもだ よしゆき 下田 吉之	大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 教授
たかむら 高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
たけうち すみこ 竹内 純子	U3 イノベーションズ合同会社 代表、特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事、 東北大学 特任教授
とものかずのり 朝野 和典	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 理事長
まつばら みのる 松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員
やまだ みわ 山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員
わたなべ つなお 渡邊 綱男	IUCN（国際自然保護連合）日本委員会

人権ワーキンググループ 委員名簿（敬称略、氏名の五十音順）

氏名	所属
ありた しんや 有田 伸也	認定NPO法人虹色ダイバーシティ 理事
いじり まさゆき 井尻 雅之	日本労働組合総連合会 大阪府連合会（連合大阪） 副会長
ごとう けんた 後藤 健太	関西大学経済学部 教授
たかはし だいすけ 高橋 大祐	真和総合法律事務所 パートナー弁護士
どい かなえ 土井 香苗	ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表
とみた ひでみ 冨田 秀実	一般社団法人サステナビリティ経営研究所 代表
まえの すずむ 前野 奨	特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会 理事長
まつばら みのる 松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員
やまだ みわ 山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員

脱炭素ワーキンググループ 委員名簿（敬称略、氏名の五十音順）

氏名	所属
あきもと けいご 秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE) グループリーダー 主席研究員
しもだ よしゆき 下田 吉之	大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 教授
のぶとき まさと 信時 正人	神戸大学学術研究推進機構 SDGs 推進室 客員教授 株式会社エックス都市研究所 理事
よしたか 吉高 まり	一般社団法人パーチュエデザイン 代表理事 東京大学教養学部 客員教授

資源循環ワーキンググループ 委員名簿（敬称略、氏名の五十音順）

氏名	所属
あさり みずず 浅利 美鈴	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授
いとう たけし 伊藤 武志	大阪大学社会ソリューションイニシアティブ 教授
おかやま ともこ 岡山 朋子	大正大学地域創生学部 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
はらだ さだお 原田 禎夫	同志社大学経済学部 准教授

持続可能な調達ワーキンググループ 委員名簿（敬称略、氏名の五十音順）

氏名	所属
ありかわ まりこ 有川 真理子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
いじり まさゆき 井尻 雅之	日本労働組合総連合会 大阪府連合会（連合大阪） 副会長
おかもと けいじ 岡本 圭司	大阪市経済戦略局長
かがや てつゆき 加賀谷 哲之	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
かどた たかし 門田 隆司	不二製油株式会社 技術開発部 顧問
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
たかはし だいすけ 高橋 大祐	真和総合法律事務所 パートナー弁護士
とみた ひでみ 富田 秀実	一般社団法人サステナビリティ経営研究所 代表
まつい よしかず 松井 芳和	大阪府政策企画部長
やまだ みわ 山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 上席主任調査研究員

2 GRI 内容索引

利用に関する声明	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、GRIスタンダードを参照し、当該期間〔2025年4月1日～2026年3月31日〕について、本GRI内容索引に記載した情報を報告する。
GRI 1	GRI 1:基礎 2021

GRIスタンダード	開示事項	レポート中の該当ページ 又は報告の省略の理由
一般		
GRI 2： 一般開示事項	2-1 組織の詳細	p8
	2-2 組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	p8
	2-3 報告期間、報告頻度、連絡先	P202
	2-4 情報の修正・訂正記述	該当しない（修正・訂正の記述はない）
	2-5 外部保証	該当しない（外部保障はない）
	2-6 活動、バリューチェーン、その他の取引関係	p8
	2-7 従業員	p8
	2-9 ガバナンス構造と構成	p21
	2-19 報酬方針	該当しない（職員構成の特殊性）
	2-20 報酬の決定プロセス	該当しない（職員構成の特殊性）
	2-21 年間報酬総額の比率	該当しない（職員構成の特殊性）
	2-22 持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	p2(持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針)
	2-23 方針声明	p186(人権方針)
	2-24 方針声明の実践	p186(人権方針)
	2-25 マイナスのインパクトの是正プロセス	p186(人権方針)
	2-26 助言を求める制度及び懸念を提起する制度	p186(人権方針)
2-27 法規制遵守	該当しない(法規制違反は報告されていない)	
2-28 会員資格を持つ団体	該当しない	
2-29 ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	p6	
マテリアルな項目		
経済パフォーマンス		
GRI 201： 経済パフォーマンス 2016	201-1 創出、分配した直接的経済価値	p11,p18
	201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	該当しない（組織の活動に関連が低い。）
	201-3 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	該当しない（職員構成の特殊性）
	201-4 政府から受けた資金援助	情報が入手困難（未集計）
地域経済での存在感		
GRI 202： 地域経済での存在感 2016	202-1 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	該当しない（組織の活動に関連が低い。）
	202-2 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	該当しない（組織の活動に関連が低い。）

間接的な経済的インパクト		
GRI 203 : 間接的な経済的インパクト 2016	203-1 インフラ投資及び支援サービス	情報が入手困難 (未集計)
	203-2 著しい間接的な経済的インパクト	p11,p18
調達慣行		
GRI 204 : 調達慣行 2016	204-1 地元サプライヤーへの支出の割合	情報が入手困難 (未集計)
腐敗防止		
GRI 205 : 腐敗防止 2016	205-1 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	該当しない(博覧会協会は公益社団法人であり、職員はみなし公務員である。)
	205-2 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	p141
	205-3 確定した腐敗事例と実施した措置	該当しない(報告された事案がない。)
反競争的行為		
GRI 206 : 反競争的行為 2016	206-1 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	該当しない(報告された事案がない。)
原材料		
GRI 301 : 原材料 2016	301-1 使用原材料の重量または体積	情報が入手困難 (未集計)
	301-2 使用したリサイクル材料	情報が入手困難 (未集計)
	301-3 再生利用された製品と梱包材	P68,p171 (リユース実績)
エネルギー		
GRI 302 : エネルギー 2016	302-1 組織内のエネルギー消費量	p49
	302-2 組織外のエネルギー消費量	情報が入手困難(博覧会協会で購入せず、把握できない。)
	302-3 エネルギー原単位	情報が入手困難 (未集計)
	302-4 エネルギー消費量の削減	p41
	302-5 製品及びサービスのエネルギー必要量の削減	p41
水		
GRI 303 : 水と廃水 2018	303-1 共有資源としての水との相互作用	p110
	303-2 排水に関連するインパクトのマネジメント	p110
	303-3 水源別の取水量	p110
	303-4 排水	p110
	303-5 水消費	p110
生物多様性		
GRI 304 : 生物多様性 2016	304-1 保護地域及び保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	環境影響評価書に記載 (https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/environmental_impact_assessment/)
	304-2 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	同上
	304-3 生息地の保護・復元	同上
	304-4 事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	同上
大気への排出		
GRI 305 :	305-1 直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (Scope 1)	p44

大気への排出 2016	305-2 間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (Scope 2)	p44
	305-3 その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (Scope 3)	p44
	305-4 温室効果ガス (GHG) 排出原単位	EXPO 2025 グリーンビジョンに記載 (https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/)
	305-5 温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	p45
	305-6 オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	該当しない(組織の活動に関連が低い。)
	305-7 窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、及びその他の重大な大気排出物	環境影響評価事後調査報告書で報告 (https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/environmental_impact_assessment/)
	廃棄物	
GRI 306: 廃棄物 2020	306-1 廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	p64
	306-2 廃棄物関連の著しいインパクトの管理	p64
	306-3 発生した廃棄物	p66 (工事関係の廃棄物は環境アセスメントによって解体工事後に入手可能)
	306-4 処分されなかった廃棄物	p66 (工事関係の廃棄物は環境アセスメントによって解体工事後に入手可能)
	306-5 処分された廃棄物	p66 (工事関係の廃棄物は環境アセスメントによって解体工事後に入手可能)
環境コンプライアンス		
GRI 307: 環境コンプライアンス 2016	307-1 環境法規制の違反	該当しない(報告された事案がない。)
サプライヤーの環境面のアセスメント		
GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント 2016	308-1 環境基準により選定した新規サプライヤー	p115(調達コードの対象契約が該当)
	308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	該当しない(報告された事案がない。)
雇用		
GRI 401: 雇用 2016	401-1 従業員の新規雇用と離職	該当しない(職員構成の特殊性)
	401-2 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	該当しない(職員構成の特殊性)
	401-3 育児休暇	p243
労使関係		
GRI 402: 労使関係 2016	402-1 事業上の変更に関する最低通知期間	該当しない(職員構成の特殊性)
労働安全衛生		
GRI 403: 労働安全衛生 2018	403-5 労働安全衛生に関する労働者研修	p134
	403-6 労働者の健康増進	p134

	403-7 ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	p134
	403-9 労働関連の傷害	協会公式ウェブサイトにおいて報告 (https://www.expo2025.or.jp/)
	403-10 労働関連の疾病・体調不良	該当しない(報告された事案がない)
研修と教育		
GRI 404 : 研修と教育 2016	404-1 従業員一人あたりの年間平均研修時間	情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)
	404-2 従業員スキル向上プログラム及び移行支援プログラム	情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)
	404-3 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	情報が入手困難(組織の特殊性から未集計)
ダイバーシティと機会均等		
GRI 405 : ダイバーシティと機会均等 2016	405-1 ガバナンス機関及び従業員のダイバーシティ	該当しない(職員構成の特殊性)
	405-2 基本給と報酬総額の男女比	該当しない(職員構成の特殊性)
非差別		
GRI 406 : 非差別 2016	406-1 差別事例と実施した救済措置	該当しない(報告された事案がない)
結社の自由と団体交渉		
GRI 407 : 結社の自由と団体交渉 2016	407-1 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所及びサプライヤー	該当しない(報告された事案がない)
児童労働		
GRI 408 : 児童労働 2016	408-1 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所及びサプライヤー	該当しない(報告された事案がない)
強制労働		
GRI 409 : 強制労働 2016	409-1 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所及びサプライヤー	該当しない(報告された事案がない)
保安慣行		
GRI 410 : 保安慣行 2016	410-1 人権方針や手順について研修を受けた保安要員	p141
先住民族の権利		
GRI 411 : 先住民族の権利 2016	411-1 先住民族の権利を侵害した事例	該当しない(報告された事案がない)
サプライヤーの社会面のアセスメント		
GRI 414 : サプライヤーの社会面のアセスメント 2016	414-1 社会的基準により選定した新規サプライヤー	p115(調達コードの対象契約が該当)
	414-2 サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	p232(調達コードに係る通報受付対応)
公共政策		
GRI 415 : 公共政策 2016	415-1 政治献金	該当しない(博覧会協会として政治献金は行っていない)

顧客の安全衛生		
GRI 416 : 顧客の安全衛生 2016	416-2 製品及びサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	該当しない(報告された事案がない)
マーケティングとラベリング		
GRI 417 : マーケティングとラベリング 2016	417-1 製品及びサービスの情報とラベリングに関する要求事項	持続可能性に配慮した調達コードに記載 (https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/)
	417-2 製品及びサービスの情報とラベリングに関する違反事例	該当しない(報告された事案がない)
	417-3 マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	該当しない(報告された事案がない)
顧客プライバシー		
GRI 418 : 顧客プライバシー 2016	418-1 顧客プライバシーの侵害及び顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	該当しない(報告された事案がない)
社会経済面のコンプライアンス		
GRI 419 : 社会経済面のコンプライアンス 2016	419-1 社会経済分野の法規制違反	該当しない(報告された事案がない)

3 資源循環に関する資料

(1) サブストックヤード、駐車場等の廃棄物排出量

会場運営関係で排出された廃棄物排出量を下表に示す。来場者及び参加者が排出した廃棄物は、サブストックヤード(SSY)を経由してメインストックヤード(MSY)に集められた後、会場外で処理される。SSYとMSYの排出量の差異は、SSYに持ち込まれた後に再分別を実施していることによるものである。例えば、紙類として受け入れ後、プラスチックの混入が確認された場合に全体を燃やすごみに再分別することにより、紙類の重量が減り、燃やすごみが増えるケース、ペットボトルの受け入れ後、飲み残しを処理したことで重量が減るケースなどがあった。

表1 サブストックヤード、メインストックヤード、独自処理の廃棄物排出量

種別	削減後目標	SSY	MSY	独自処理	会期中廃棄物全体
	排出量 [t]	排出量 [t]	排出量 [t]	排出量 [t]	排出量 [t]
びん	611.5	253.0	253.2	3.7	256.9
缶	42.8	59.9	68.8	16.2	85.0
業務用缶	45.0	22.8			
ペットボトル	392.5	313.4	281.9	100.0	381.9
ペットボトルキャップ	41.0	18.4	190.1	51.9	242.0
プラスチック類	415.6	204.6			
発泡スチロール・発泡トレイ	4.2	4.5	3.7	0	3.7
段ボール	1,711.7	1,009.7	1,013.5	59.2	1,072.7
紙類	49.2	103.0	95.3	0.1	95.4
生ごみ(食品廃棄物)	1,179.9	424.7	317.1	96.7	413.8
廃食用油	110.4	108.0	108.2	0.1	108.4
燃やすごみ	3,459.5	1,963.0	2099.8	328.9	2,428.7
堆肥化可能な食器類		1.5	0.7	0	0.7
割り箸		8.5	6.8	0	6.8
木製パレット		6.4	6.8	0	6.8
紙おむつ		10.9	10.9	0	10.9
燃やさないごみ・混合廃棄物		89.0	131.9	30.6	162.5
汚泥(グリストラップ)	202.8	-	-	0.7	0.7
合計	8,266.2	4,601.3	4,588.7	688.1	5,276.8

注：四捨五入により各欄の値の合計と合計値が一致しない場合がある。

各駐車場、浮棧橋、バスターミナルで発生した廃棄物の排出量を参考に示す。

表2 駐車場・浮桟橋・バスターミナルで発生した廃棄物

種別	場所/排出量 [t]					種別計
	夢洲	舞洲	桜島	尼崎	堺	
びん	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.5
缶	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	1.0
ペットボトル	2.6	1.3	0.8	0.4	0.6	5.6
プラスチック類	0.7	0.9	1.1	0.2	0.0	2.9
燃やすごみ	2.2	2.6	1.6	1.0	1.6	9.0
燃やさないごみ	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0	0.8
場所別計 [t]	5.9	5.6	4.1	1.7	2.6	19.9

注：四捨五入等により数値が合わない場合がある。

浮桟橋は夢洲に含まれる。

バスターミナルは桜島に含まれる。

(2) サブストックヤードで計量した廃棄物について

サブストックヤードにおいては、廃棄物の持ち込み時に、排出元、日時、廃棄物の種類、重量が記録された。そのため、参加者が持ち込んだ廃棄物（以下、「参加者ごみ」という。）と3Rステーションの来場者由来の廃棄物（以下、「来場者ごみ」という。）の比率や、その構成比率、来場者数と排出量の関係等を確認することができる。それらのデータを参考に記載する。

サブストックヤードに持ち込まれた廃棄物の総重量は4,601トン、参加者ごみは3,312トン、来場者ごみは1,289トンであり、参加者ごみが約72%を占めた。なお、サブストックヤードに持ち込まれず参加者が独自処理の手配を行っているものもあることから、実際の参加者ごみの比率はさらに高くなる。

参加者ごみと来場者ごみの構成を下図に示す。

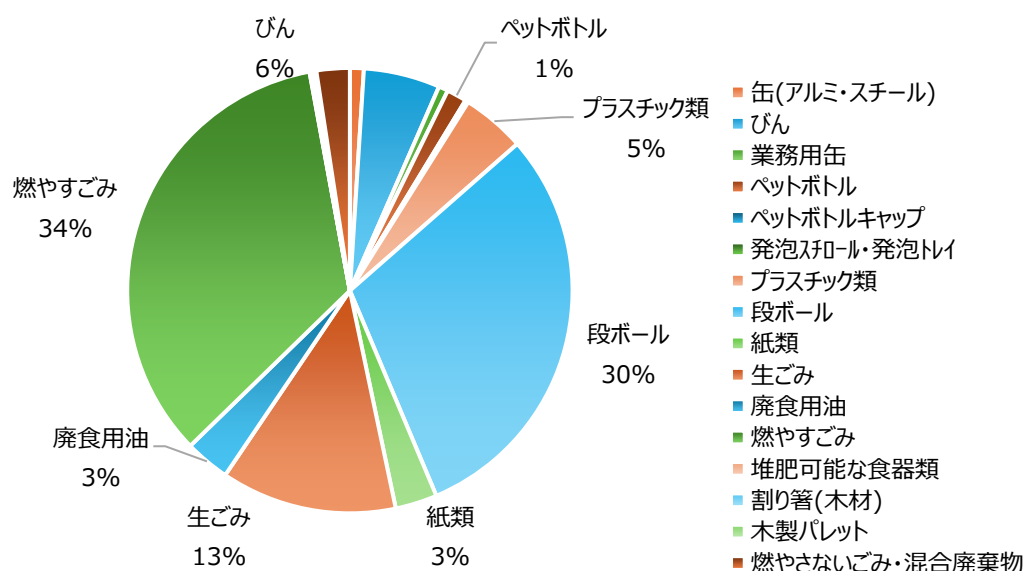


図1 サブストックヤードにおける参加者ごみの構成

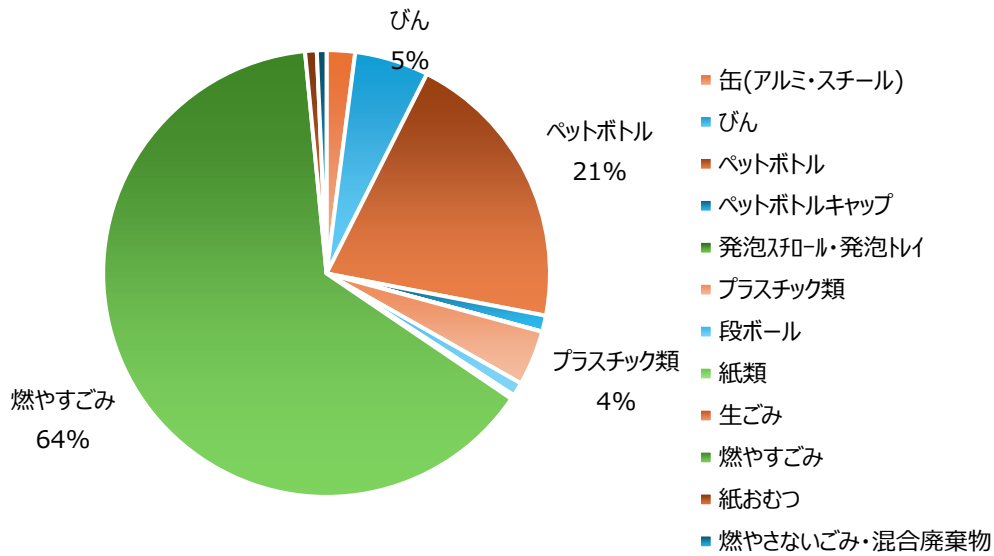


図2 サブストックヤードにおける来場者ごみの構成

参加者ごみは燃やすごみ、段ボール、生ごみが多くを占め、それらで全体の 77%を占めた。来場者ごみは燃やすごみ、ペットボトルが多くを占め、それらで全体の 85%を占めた。参加者ごみ、来場者ごみとも燃やすごみが最大を占めるものの、構成比率は大きく異なることが分かる。

次に、週ごとの参加者ごみと来場者ごみの排出量等の変化を示す。

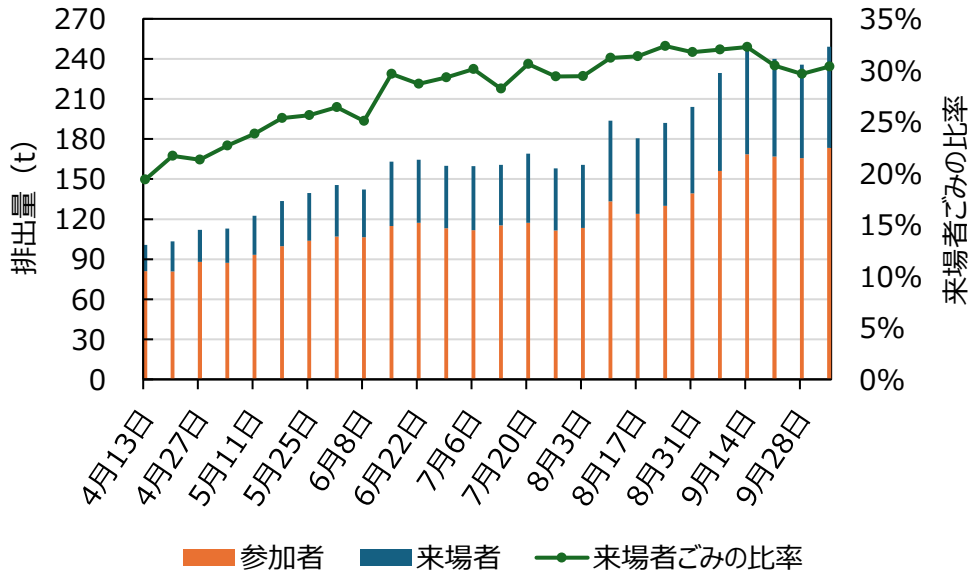


図3 参加者ごみ、来場者ごみの排出量等の推移 (週単位)

開幕当初は来場者ごみの量が少なく比率も小さかったが、徐々に量、比率が増加し、最終的に比率は 30%程度になることが分かる。

次に、サブストックヤードに持ち込まれた廃棄物と来場者数の関係を下図に示す。

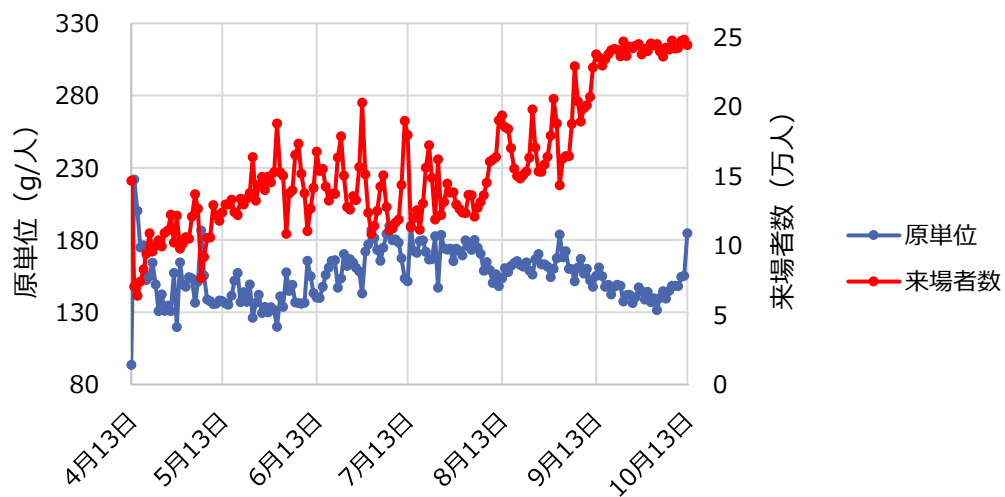


図4 サブストックヤードに持ち込まれた廃棄物の原単位の推移

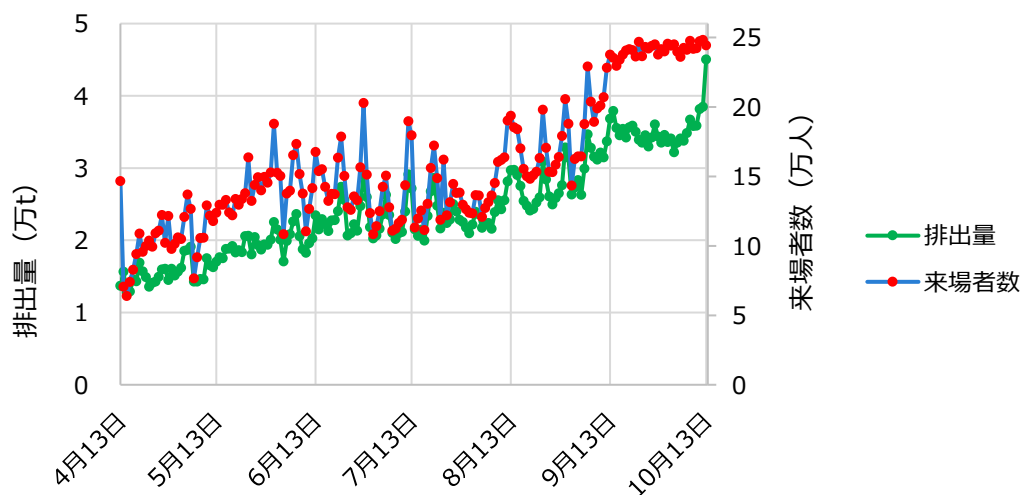


図5 サブストックヤードに持ち込まれた廃棄物の排出量の推移

来場者数の増減に連動して、排出量に変化していることが分かる。一方、会期終盤では来場者数がかなり増大したが、排出量は来場者数ほど増加しておらず一人あたりの排出量（原単位）は小さくなった。

最後に参加者ごみと来場者ごみ、それぞれの排出量の週ごとの変化を示す。なお、構成比率が少なかった廃棄物は「その他」としてまとめている。

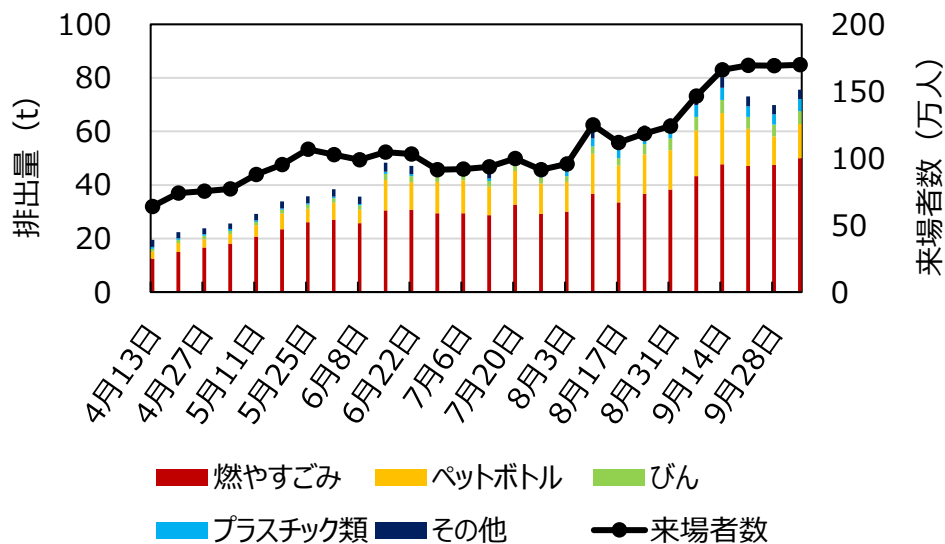


図6 来場者ごみの種類別の排出量の推移（週単位）

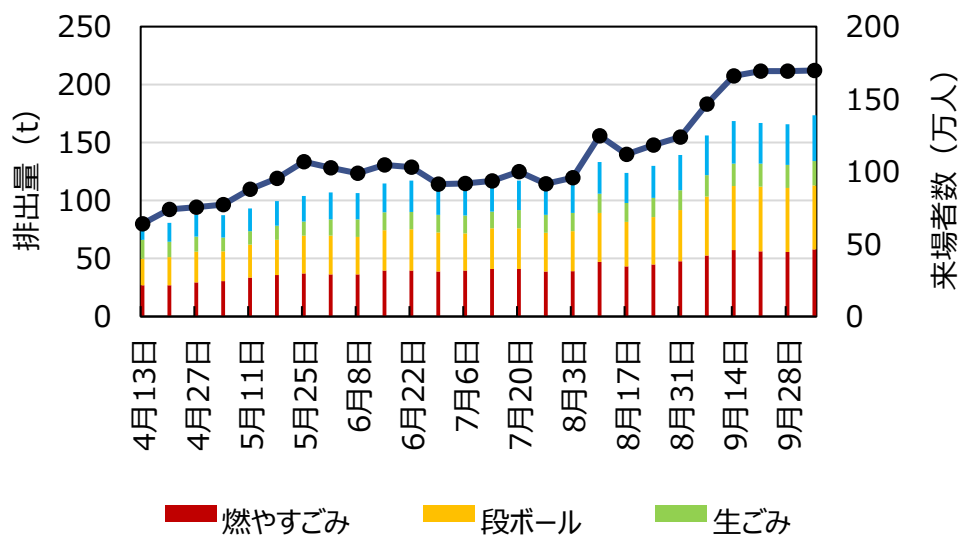


図7 参加者ごみの種類別の排出量の推移（週単位）

来場者ごみにおいては、夏場にかけて気温が上がるにつれてペットボトルごみが大きく増加していることが確認できる。

(3)サブストックヤードやメインストックヤードに集められた廃棄物の様子



図8 生ごみ（食品廃棄物）の例



図9 燃やすごみの例



図10 燃やさないごみ・混合廃棄物の例



図11 プラスチック類の例



図12 缶・業務用缶の例



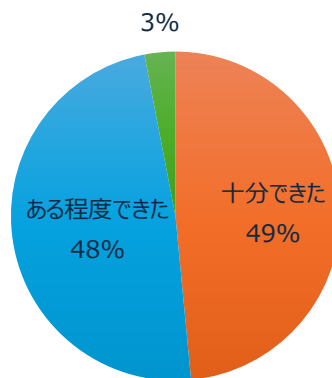
図 13 びんの例

(4) 食品ロス削減に関するアンケート結果について

会期終了前の 9 月下旬～10 月上旬にかけて食品ロス削減に関するアンケートを会場内の飲食を提供する参加者を対象に実施した。合計 33 件の回答があった。主なアンケート結果を以下に示す。

Q1：会場外の店舗や過去のイベント実績と比較した場合、十分に削減できたか。できなかった要因は。

十分にできなかった（想定より多く発生してしまった）

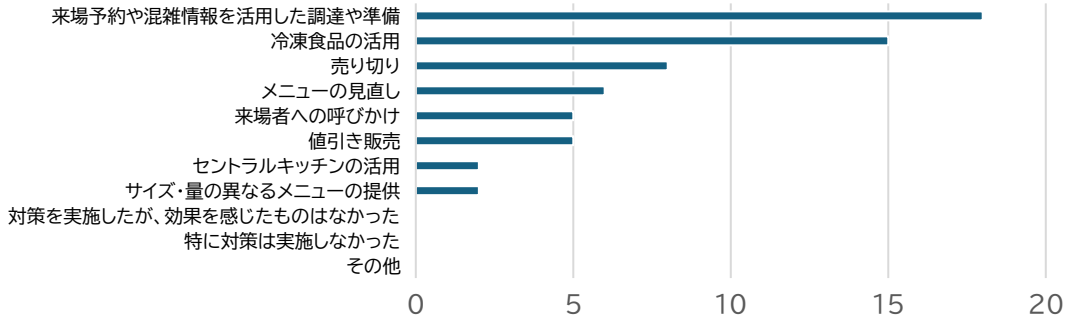


食品ロスを削減できなかった要因

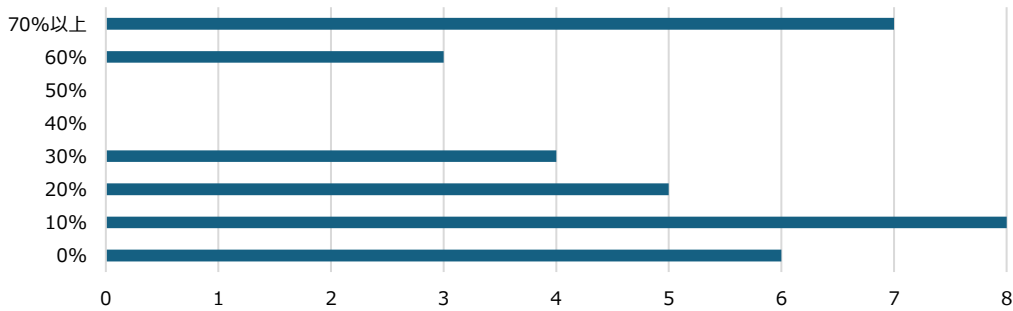
- 会場外の通常店舗よりも食材の使用量が大幅に多かったため、衛生面を加味すると転用しきれないものがどうしても発生。
- 想定していた客数を大幅に上回り、猛暑の中お待ちいただいているお客様に少しでも早く入店いただけることを優先させたためロスが想定より多く発生。

Q2：食品ロス削減対策として、効果があったと考える対策は。

※以下の選択肢から最大二つ選択

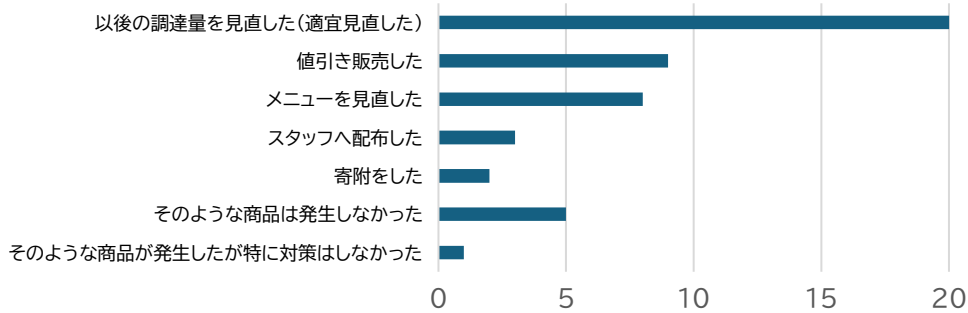


Q3：食品廃棄物中の可食部の割合は。

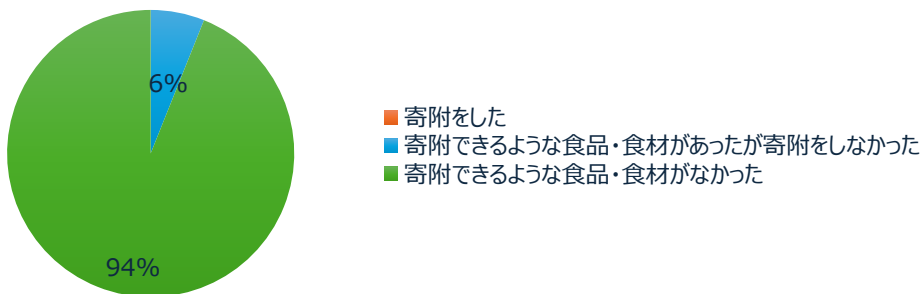


Q4：まだ食べることができる売れ残った商品が発生した際、廃棄をしない（少なくする）対策をしたか。

※複数選択可



Q5：店舗で余った食・食材をフードバンクや子ども食堂等に寄附したか。寄附をしなかった場合、どのように対応したか。



寄附をしなかった際の対応

- ・会場外の店舗で利用
- ・関係者で消費

4 持続可能性に配慮した調達コードに関する資料

4.1 調達コードの遵守に向けた事業者の取組について

これまで、調達コードの遵守に関する取組状況等を確認することを目的に、博覧会協会担当部署がサプライヤー等に対して 200 件を超えるヒアリングを実施してきた。ヒアリングの結果、各事業者の取組のうち、他の事業者にも参考となる好事例については積極的に共有するとともに、取組が不十分と考えられる点については、専門家の意見も踏まえて助言を行い、追加でその対応状況の確認を依頼してきた。

本資料では、ヒアリングで得られた好事例や協会からの指摘事例について、調達コードの項目順に整理して記載する。なお、対象事業者の参加形態は事業者の取組について記載した文末に()で記載し、博覧会協会からの指摘・情報提供の中身は⇒の後に記載している。

(1) 調達コードの理解 (適用範囲)

【良い取組事例】

- 各担当者は調達コードを理解しており、委託業者にも連携している。(営業参加、内装工事)

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 調達コードについて、協会との契約を行っていた会社幹部は理解していたと思うが、調達担当者は理解できていない。(営業参加)
⇒「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況(チェックシート)」を受領していることを踏まえ、関係者間で調達コードを共有いただく必要がある旨説明した。その上で調達担当者及び Tier2 (協会との直接契約者(Tier1)が調達する先の事業者)の窓口担当者が必ず調達コードを確認・理解した上で調達を行うように依頼した。
- どのような事業者が Tier2 に該当するか、またどこまで調達コードを遵守すればよいのか確認したい。(営業参加、非公式参加)
⇒調達コードの適用範囲を説明した上で個別調達案件ごとに Tier1、Tier2 の該当関係を確認し、Tier2 以降の事業者に対しては Tier1 から具体的に説明するように依頼した。

(2) 通報受付対応の体制整備 (共通基準)

【良い取組事例】

- 匿名でも通報可能な通報窓口を設置し、報復行為等を会社の規定で禁止するとともに HP 上で公表している。(建築工事)
- 契約関係がある会社従業員は内部通報窓口に通報可能としており、それ以外のステークホルダーの苦情はお問い合わせ窓口で受け付けている。(建築工事)
- 契約先全てに対し協会の通報受付窓口についてメール周知済である。(建築工事)
- パビリオンスタッフが確定した時点で人材採用委託先の相談窓口を周知するように委託先に依頼する。(建築工事)
- 社内の通報受付窓口として、ホットラインを設けている。通報者への報復行為禁止については、公益通報者保護規程を定めて社内周知している。社外からの通報は、HP のお問合せフォームにて受け付けている。(製造工場)

- 通報窓口の周知については、自社の窓口に加え協会のポスターも掲示予定である。(営業参加)
- 社内で検討していた通報窓口を 2024 年 4 月に設置し、報復行為の禁止も明示した上で周知している。(営業参加)
- 特定技能の外国人である契約社員に対しても通報窓口を記載したカードを配付している。(清掃)
- 休憩所に意見箱を設置予定である。(清掃)
- 内部通報ツールを導入し、従業員や外部ステークホルダー（サプライヤー、顧客等）が職場の安全、詐欺、贈収賄、利益相反、環境問題等に関する不正行為を匿名でも通報できる仕組みを構築している。(公式参加)
- 運営会社が設置する「コンプライアンスホットライン」のチラシをスタッフの目につく場所に掲示している。(営業参加)



- 調達コード通報受付窓口についてスタッフに周知するとともに、案内チラシ、概要説明資料をスタッフ休憩室に掲示している。(非公式参加)



【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 通報受付者への報復行為の禁止については定めていないため、現在改訂中の就業規則に社労士と相談して記載する予定である。(製造工場)
 - ⇒ 通報者保護の観点から、報復行為の禁止を明文化し、従業員に周知することが重要である旨を説明した。また、公益通報者保護法の趣旨も踏まえ、通報窓口の運用ルールと併せて社内規程等に位置付けるよう助言した。
- コンプライアンスホットラインを設けているが、パビリオン用を別途作るべきか検討している。社内ホットラインを広げて外部ステークホルダーにも利用できる形で対応してもよいのか社内のコンプラ担当にも確認したい。(建築工事)
 - ⇒ 専門家からは通報窓口は目につくところに掲示し、複数示すことが有効と助言を受けていることを紹介した。協会作成の通報受付窓口ポスターも活用するよう依頼した。
- 報復行為に関しては社内規定に定めていないが、万博を機に今後定める予定である。(営業参加)
 - ⇒ 通報制度の実効性確保のためには、報復行為の禁止を明確に定めるとともに、通報窓口の存在を含めて従業員に周知することが不可欠である旨を説明し、早期の整備を依頼した。
- 報復行為の禁止については社内規程としては定めていないが、報復行為は行われておらず、発生

し得ないと考えている。(製造工場)

⇒専門家から「従業員が安心して通報できるようなルールを定めた上で周知することが重要」と指摘があることを紹介した。

- 通報受付に関するポスター等の掲示がなかった。(内装工事)

⇒調達コードの通報受付窓口に関するポスターを手交提供し、掲示するよう依頼した。



(3) 環境 (共通基準)

【良い取組事例】

- 建設工事において、自社施設で排出された廃油や社内で回収した廃食油から精製したバイオ燃料の建設重機を使用した。(建設会社)



例) 鴻池組、大林組・大鉄工業・TSUCHIYA 共同企業体

- カーボンマイナスコンクリート2次製品や、廃プラから3Dプリンターで製作した演台等を採用したほか、循環排水再利用型浄化槽による汚水処理を行った。(建設会社)
- 大屋根リングの端材を活用したアイテムを商品化した。(サブライセンサー)
- 商品に使用する包材のバイオPP配合比率を向上させ、プラスチック製レジ袋を使用せず、環境負荷を低減した。(営業参加)
- パビリオン建設において、草原(茅場)の保全活動を通じて採取した茅材を屋根材料に用いたり、廃校となった校舎の木材等部材を再利用した。さらに、効率的な組み立てと分解を行い、廃棄物を最小限に抑え、材料の再利用を最大化した。(非公式参加、公式参加)



例) EARTH MARTにて、屋根材である茅の調達をパネルで説明

- パビリオンの屋根は、日除け、冷却、雨水の再利用といった複数の機能を有する高品質のPVC生地による引張膜を使用している。(公式参加)
- パビリオン景観に用いた木や植物はイベント後の再利用を見越して万博期間中レンタルしている。(公式参加)
- 有害なアゾ染料の使用と暴露を削減した。(公式参加)

(4) 人権（共通基準）

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 特別の理由がないにもかかわらず盲導犬の入場を拒否した。（公式参加）
⇒今後の適切な対応を依頼した。また、補助犬に関するルールについて博覧会協会から全事業者
に再周知を行った。
- スタッフ採用研修において、参加者の人格を否定する発言が確認された。（警備）
⇒被害者への謝罪及び再発防止措置を求めた。併せて事業者から提出された謝罪文を被害者に
伝達した。

(5) 賃金（共通基準）

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 集合から始業開始時間までの待機時間について賃金が払われていなかった。（警備）
⇒未払賃金の全額支払いを求めるとともに、適切な労務管理を再度徹底するよう指導した。

(6) 長時間労働の禁止（共通基準）

【良い取組事例】

- 4週8閉所の実施、ノー残業デー、書類の簡素化、ICT利用により業務を効率化している。（建築
工事）
- 現場の事務負荷を軽減するために、作業所と連携する支援部隊が書類作成支援等、活発にバック
アップ支援をしている。（建築工事）
- 基本8時-17時を定時とし、その範囲内で工事を進めている。工期に余裕があり、工事は前倒し
で進んでいる。（建築工事）
- 作業時間は9-17時で残業はなくし、土日祝は休み。休憩時間は10:00-10:30、12:00-13:00、15:00-
15:30に加えて適宜小休憩をとっている。（内装工事）
- 万博工事では施工管理に関するレガシー（効率的な作業の進め方）作りを目指しており、各工事
の職長にタブレットを貸与し、新規入場者教育動画や、図面、通行ルートの変更連絡等を配信し
ている。これにより管理者・作業員間での情報の行き違い（進入経路が変更されていてスムーズ
に到着できない等）が減少し、好評である。（内装工事）



- 現場作業員を増員し、交代で休憩を取得できるようにしている。（公式参加）
- 労働時間をリアルタイムで追跡・監視するシステムを導入し、過度な残業を防止している。（公式
参加）
- 勤務は7:30~15:30 15:00~23:00のシフト（残業なし）で、夏場は1時間の食事休憩の
ほか毎時10分ずつ小休憩も取る予定である。（清掃）
- DX技術の活用により労働時間を縮減した。（建設会社）

(7) 職場の安全・衛生（共通基準）

【良い取組事例】

<全体の仕組み・仕掛け>

- 新規入場時に既往症含めて確認し、発作の持病がある方は近くの作業者が気にかける等体制整備を行っている。(建築工事)
- 全作業員は、現場入りする前に工事現場に関する総合的な研修を受ける(個人用保護具(PPE)の着用義務、潜在的な危険要因、安全対策、禁止行為、緊急時対応、高所作業を含む高リスク作業等)。(公式参加)
- 事故防止の取組として、指差し確認、KY(危険予知)トレーニングの実施、各作業員にハンドブックを所持させる予定である。(清掃)
- 墜落防止器具を確認し、体感教育を実施している。(建築工事)
- 毎日の朝礼・安全パトロールでの啓発活動を行い、災害事例動画の放映や啓発看板を設置している。(建築工事)
- 朝礼広場での安全帯使用基本知識の確認を行っている。現場内での段差の見える化を行っている。(建築工事)
- 朝礼時のラジオ体操で健康状態を確認し、3回/日の巡回時に、労働環境の確認と声掛けを実施している。(建築工事)
- 当日、翌日の作業内容、危険場所等を周知している。事前ヒアリングによる足場等、必要仮設の先行架設を行っている。(建築工事)
- 毎日の朝礼時、作業員の健康状態はKY(危険予知)シートで確認するほか、直接一人ひとりの顔色・目を見て確認し、気になる場合には声掛けするようにしている。(内装工事)
- 全ての現場で、朝礼時に当日の作業内容を周知し、具体的なリスクの高い作業(高所作業、火気使用作業等)のリスクアセスメントを実施。朝礼で作業員全員に脚立使用の実演確認をするところもあった。(内装工事)
- ゼネコンから一次請事業者月に2回以上現場パトロールを行う方針を出している。(建築工事)
- 月1回安全衛生委員会で安全に関する検討を行い、3か月に1度は現場確認を行い危険個所の洗い出しをして対策している。労働基準監督署にも報告している。(製造工場)
- 委託工場には、年4、5回訪問し、労働環境や安全基準に関する直接的な確認を行い、人権や労働条件(休憩時間等)に関する問題がないか、チェックシートを基に評価している。(製造工場)
- 定期的な監査のタイミング以外にも、委託工場に訪問した際に、監査チェックシートを用いて工場の人権や労働法規の遵守状況、安全衛生について確認するとともに、自己診断チェックリストを用いて監査項目の理解度と遵守状況を確認している。(製造工場)
- 海外の委託工場に関しては、外部監査を実施し、全員の身分証明書の有無、タイムカードと給与支払いの突合と無作為のヒアリングを実施している。(製造工場)
- 自社工場の労働・人権の取組としては、就業規程に記載し周知するとともに、食堂や会議室で差別的取り扱いを禁止するポスターを掲示している。(製造工場)
- すべての現場で、緊急時の連絡体制に関する適切な掲示を確認している。(内装工事)

<個別の取組>

- 危険物の管理や有害物質等の計測は敷地の特性を踏まえて入念に行っている。(建築工事)
- 危険個所では、熟練度の高い社員が作業を実施するようにしている。年齢の高い方や女性の仕事内容には配慮している。(製造工場)
- 安全確保のため、HSE (Health, Safety & Environment) 担当職員が配置されている。(公式参加)
- スタッフの勤務シフトについて、スタッフから管理者に改善を提案した結果シフトが改善され、現在は良好になっている。(非公式参加)

<環境整備>

- 水洗式手洗い(男女別)、女子更衣室を整備し、通勤車両の駐車場も整備している。(建築工事)
- 作業員の要望や他の現場での取組をくみ上げ、空調設備や照明の追加、休憩所の増設等につなげている。(建築工事)
- 作業員が使用するトイレは清潔なことを確認している。(内装工事)
- 作業エリア内でのつまずき防止のため、でっぱりになっている箇所(排水管)には目印を立てている。(内装工事)



- 塗料使用時は、他の作業者に臭気が届かないよう囲いを設けて「危険」と掲示し、高濃度時は送風機も使用している。(内装工事)

<休憩>

- 休憩室を畳敷きとし、土足を脱いでゆっくり休める環境を整備することで従業員の疲労軽減に取り組んでいる。(清掃、非公式参加)



例) 美素建物管理株式会社

- 館内にカームダウン・クールダウン室を設置し、来場者やスタッフが体調不良の際に休憩できるようにしている。(非公式参加)



<熱中症対策>

- 場内スポットクーラー扇風機活用、ミスト設置、製氷機、エアコン付き休憩所設置、スポーツドリンク支給、熱中症検知器を作業員に配付、朝礼での椅子着席等の熱中症対策を実施している。(建築工事)
- 夏場はスポットクーラー扇風機を増設し熱中症防止の対策を実施している。冬場は作業現場と休憩所・喫煙所にジェットヒーターを設置し、温かい食事ができるように電子レンジ・電気ポットを設置している。(内装工事)



- 夏場の熱中症に対しては、体の深部体温をチェックする腕時計型端末を作業員につけてもらうほか、ネッククーラー、ファンベストを十分に備える予定である。(清掃)
- スタッフの熱中症対策で経口補水液、ネッククーラーを冷蔵庫に常備している。(非公式参加)



- 屋外スタッフの暑さ対策で、日除け傘、冷風機を設置している。(非公式参加)



【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 自社社員が労働・人権などに関して確認している。ただし、監査マニュアルは作成していない。(製造工場)

⇒外部監査のマニュアル例（公開されている先進的な取組をしている大手有名企業の監査資料）を参考資料として提供した。

- これまで縫製工場の監査、認証の確認は意識していなかったが、今回の取引を転機に、調達コードをもとに取引先にも労働、人権配慮を求めていると思う。（製造工場、営業参加）
⇒公開されている業界団体のチェックリストを確認ツールの参考として提供した。
- 休憩時に近くにある休憩場所に行くが、昼頃は人が多く座れないこともある。（非公式参加）
⇒スタッフの休憩場所確保に配慮し改善を図るよう管理者に依頼した。

（８）外国人・移住労働者、障がい者（共通基準）

【良い取組事例】

<適切な労働管理>

- 技能実習生受入書類を確認した上で、受入を実施している。（建築工事）
- 協力会社に対して、外国人実習生・作業員と協力会社の雇用条件書の提出を義務付けている。（建築工事）
- 不当な契約がないことは、全ての外国人労働者に関して、元請から監理団体や仲介業者に確認している。（建築工事）
- 契約書は、元請けとして全ての下請事業者の契約内容について現場に入る前に確認し、母国語と日本語で記載されていることを確認している。（建築工事）
- 仲介業者・雇入れ業者間で不当な扱いが無いこと、管理体制等へのヒアリングで確認、派遣会社と外国人アルバイトとの契約書は母国語の記載であることを確認している。（製造工場）
- 技能実習生を雇用する工場を重点的に監査している。監査では、必ず技能実習生のインタビューを実施し、送り出し機関に支払った手数料やその支払い方法などを確認している。また、実習生の寮に直接赴き、寮の管理が日本の法律に適合しているかを目視確認している。（製造工場）
- 技能実習生や外国人労働者が不当な手数料を支払わされていないことを監督機関や仲介業者と確認済み。その旨確約する書面入手のほか、労働者への定期的なインタビュー、監査、抜き打ち検査を実施している。（公式参加）

<言語への配慮>

- 新規入場時の面談で日本語理解度テストを実施、理解度が低い外国人作業員は単独作業せず、日本語が分かる作業員とペアで作業を実施している。（建築工事）
- 注意喚起看板に、英語他多種言語で掲示、作業員人数が多い母国語を併記している。（建築工事）
- 安全看板にピクトサイン等を用いて文字以外で理解できるように工夫している。（建築工事）
- 安全通路は看板がなくても理解できるように整備している。（建築工事）
- 新規入場者教育時には、母国語 Ver.の資料を作成し、説明を実施している。（建築工事）
- 監理団体で日本語の勉強会・テストを実施した後、自社研修、実習も実施している。（清掃）
- 使用する洗剤等については特に注意が必要であるため、誤った使用をしないよう母国語にて各洗剤の使用用途をラベルプリンターにて貼り付ける予定である。（清掃）
- 契約書は入国前に母国語にて作成。仮に変更する場合にも通訳を通して母国語との２言語で対応する。（清掃）
- 入国前に現地子会社を通じた言語面、技術面の研修を半年以上実施している。（清掃）

- 技能実習生に対して、業務上重要な内容を伝える際は、組合協力のもと通訳が同席し、確実に円滑な情報共有を図っている。(清掃)
- 日本語が不自由な方は通訳者を活用することが可能である。(公式参加)

<個別の取組>

- 外国人作業員に対しては、日ごろから食事会や滞在先に差し入れを持参して話す機会を積極的に設けている。月1で監理団体が訪問する際に同行し、通訳交えて本音を聞き出すよう努めている。(清掃)
- 借上げ社宅に一人一部屋入居させ、グループ会社を通じて不便がないか一人ずつ訪問しフォロー予定である。(清掃)
- 祈祷時間やヒジャブ（頭や身体を覆う布）使用についての要望を事前に確認し、要望に合った現場に派遣している。(清掃)
- スタッフ用にハラール専用給湯室を準備し、電子レンジにはハラール食品専用の注意書きを掲示している。(公式参加)



- 万博会場店舗向けに外国人（特定技能の外国人）を数名雇用し既存店で実地研修している。障がい者も積極的に雇用予定であり、応募があれば配慮したい。(営業参加)
- スタッフエリアの控室、トイレ等の入口に点字による案内表示をしている。(公式参加)



- 車いすユーザーの押し手サポート等を行い、身体に不自由を抱える方でも万博会場内をスムーズに巡ることをサポートする支援を実施。



例) 一般社団法人関西イノベーションセンター

- 来場困難者にも配慮し、モバイルロボット搭載カメラを介してリモートでパビリオン内の展示を探索でき、リアルタイムでコンテンツに参加できる機会を提供した。(公式参加)



例) 病気や障がいなどで外出が難しい子供たちが福岡県北九州市の病院からイタリアパビリオンを体験

- 会場へのアクセスが難しい方でも万博を楽しめるよう、各パビリオンの魅力をリポーターがライブ配信でお届けするサービスを提供していた。
- バディアートプロジェクトにおいて、サプライセラーと 2025MLO が協働し、6 つの障害者福祉施設の協力のもと、障がい者が製作に関与したアートを活用したライセンス商品を展開し、その収益の一部を関係する障害者福祉施設・団体へ還元する取組を行った。(サプライセラー)

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 技能実習生は行政の管理が強化されているので案件毎には未確認である(協力会社に対して確認するよう指示している)。(建築工事)
⇒ 技能実習生への不当な扱いがないことを担保するため元請事業者として確認をしてもらいたい。

(9) 木材(個別基準)

① 3工区における大屋根リング木材及びコンクリート型枠合板の調達状況

- リング木材については、個別基準「木材」に記載の認証材(FSC、PEFC、SGEC)と、前述の認証材ではない木材を使用している場合があり、認証材でない木材を使用する場合は個別基準「木材」の別紙(認証材以外の証明方法)に示す方法に基づき確認を実施している。
- 具体的には、リング全体の約7割を占める国産材について、大部分は認証材ではなかったが、それらは全て森林伐採業者やトレーサビリティの上流事業者を通じて調達コード個別基準「木材」の別紙により基準を満たす木材であることを確認した。リング全体の約3割を占める外国産材については、全数がPEFC認証材であった。認証材の使用が国産材と外国産材とで異なる理由は、トレーサビリティのし易さの違いであり、海外産材では調達コードの別紙による確認が困難であるため認証材を使用する、との建築事業者の意見を確認している。
- コンクリート型枠合板については、各工区とも再使用をしており、転用状況について事業者から「万博工事の他エリアで転用」「平均15回程度転用」などの回答があった。また伐採時の合法性の確認方法については「出荷証明書により確認」「型枠合板へのスタンプ印で確認」「合法材である誓約書を協力会社が提出」などの回答があった。
- 調達コードの伝達について、各工区事業者とも調達コードを調達先に伝達しており、「調達コードを協力会社に送付し適宜説明実施」「調達コードに則った調達ができることを前提に協力会社を選定」などの回答があった。

② その他の建設材料の調達状況

【良い取組事例】

- 構造材、仕上げ材等で認証材を使用、認証材でないものは調達コード別紙に基づき確認している。
- FSC、SGEC 認証材を使用し、証明書で確認している。
- 認証材を使用、又は調達コード別紙で確認している。使い分けはどちらを入手しやすいかによる。(施工業者によって変わる)
- 別紙による確認については、木材納入事業者の納品書で合法材であることを確認し木材を調達する現地工場に訪問してヒアリングと実態確認を行っている。

③その他のコンクリート型枠合板の調達状況

【良い取組事例】

- 原則、型枠工事業者所有の再利用品を使用。新規合板使用時は認証品を使用し現物確認を実施している。
- 認証材を使用し、型枠工事業者が次の現場で使用するサイクルができています。流通ルートを書類で確認している。
- 万博の他の現場で使用していたものを再利用したことを確認している。
- 型枠合板に合法木材であることを示す認定番号が刻印されていることを確認している。
- 合法材であることを証明する認定スタンプを確認、型枠工事業者から合法材使用の誓約書を提出させている。

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 工事会社が自社倉庫で保管しているものを納入していることを確認している。また、施工計画書に購入先が記載されており、その事業者が違法伐採された木材や環境に配慮されていない木材を購入していないことを確認している。
⇒調達コードでは、認証材でない場合は、森林所有者や生産事業者等からサプライヤーに提出するように求めているため、その書面を入手するように依頼した。

④その他

【良い取組事例】

- 什器（椅子・テーブル等）は FSC 認証材や廃材使用で対応する。(営業参加)
- サプライチェーン調査を実施し、各サプライヤーの根拠資料及び関連する認証を整理している。(公式参加)
- 木材の個別基準の対象ではないプレートも別紙による確認を行う予定である。(博覧会協会)
- デザインバーは木のケースに入れている。木については、納入会社から環境に配慮したものだという証明書ももらっている。
⇒木材の個別基準の対象外となるが、そのような証明書を取得されたことは良いお取組とお伝えし、証明書を残しておくのは重要であるので、保管しておくように依頼した。
- 店舗の内装・インテリア・食器は建設廃材を再利用する。(営業参加)
- 間伐材の活用を検討している。(営業参加)
- 収穫後に産業廃棄物として処理されるパームウッドを有効活用している。(公式参加)
- フローリング材はレンタル品であり、博覧会終了後も建築会社のレンタル品として再利用される。(公式参加)

(10) 紙（個別基準）

【良い取組事例】

- これまで認証紙を使用していなかったが、万博出展で初めて認証紙の見積とサンプルを取り寄せた。認証紙の調達の目的が立っている。（営業参加）
- これまでコピー紙と一部の商品には認証紙を使用していたが、大阪・関西万博の調達コードをきっかけに、外箱含めて紙を扱う際には全て FSC 認証紙を使用する予定である。
- 梱包用段ボールで認証紙を使用予定。5、6 年前から、取引先からの指定で使用するようになった。東京 2020 大会が開催されて認証紙が広まったことも影響していると思う。

【博覧会協会から指摘・情報提供を行った事例】

- 包装紙や外箱で認証紙を使用しているが、今後は認証紙でないものも含めて使用予定である。
⇒ 調達コードでは、認証紙以外を使用する場合は、製紙事業者から紙の調達コードの別紙を受領・保管することを求めているため、該当書類を受領・保管しておくように依頼した。
- グリーン購入法基本方針に定める水準を満たしていればよいのか理解していない。（催事参加）
⇒ 古紙 100% であれば問題ないが、バージンパルプを含有している場合は、その部分については調達コードに従い認証紙の使用や別紙での確認を行うように依頼した。
- FSC 認証のトイレットペーパーを調達予定であるが古紙割合は不明である（後に古紙パルプ配合率 100% と確認）。（清掃）
⇒ 調達コードで定めているように、トイレットペーパーは国や大阪府が定める方針に従ってトイレットペーパーは古紙パルプ配合率 100% の製品を調達するように依頼した。
- 使用しているトイレットペーパーは古紙パルプ 100% ではない。（非公式参加）
⇒ 調達コードでは、トイレットペーパーは古紙パルプ配合率 100% の製品であることとしているため、次回調達時から古紙パルプ配合率 100% の製品を調達するよう依頼した。

(11) 農・畜・水産物、パーム油（個別基準）

【良い取組事例】

- 既に認証団体から調達先を提示いただいております、モヤシは認証品が調達できる見込みである。（営業参加）
- 生鮮農産物の調達に向けては、半年分のトマト、ナス等をリスト化し認証団体に送り調達可能か調査中である。（営業参加）
- 認証を受けた日本産のみを購入している。（公式参加）
- 生鮮畜産物を調達予定であり、農水省からも紹介を受けて認証団体とのマッチング相談会に参加予定である。（営業参加）
- 有機 JAS 認証食材を使用した商品を提供し、店頭に明示している。（営業参加）



- パーム油については、既に認証油を使用しており万博においても使用予定である。(営業参加)
- パーム油は、マーガリン・ショートニングなど加工品でも認証油を原料としたものを使用する。(営業参加)
- パーム油を使用した食器用洗剤は RSPO 認証品を使用している。(非公式参加)
- プラントベース食材を使用した商品を来場者が楽しめる「未来の食体験」として提供し、持続可能な食の選択肢を社会に広く発信している。(非公式参加)



例) パソナ

- 卵や魚を代替する大豆由来のプラントベースフードを開発提供するなど、多数の事業者が環境や健康に配慮したプラントベースフードを提供した。(営業参加)
- 多様性に配慮するため、セントラルキッチンで認証を受けたハラル専用ラインで製造し会場で提供予定である。(営業参加)
- メーカーとコラボしたヴィーガン・主要アレルゲン対応済のカレーライスを販売するなど、多数の事業者がハラル・ヴィーガンにも対応できるよう工夫した。(営業参加)
- 関西近郊地産の食材を使用した商品であることを明示して販売している。(非公式参加)



- 持続可能な取組として、セントラルキッチンで残渣を堆肥化して採れた野菜で商品を作っており、会場でも提供予定である。(営業参加)
- 食材バリエーションを絞り込み、食材の共有化を進めることによってロスの削減に取り組む予定である。(営業参加)
- 食品ロスの管理を、適切な量における発注リストの作成、先入先出方式（最初に在庫に入庫された商品から順に販売または使用する在庫管理方法）の徹底、料理の重量や生産スケジュールのトレーニング・モニタリング、各料理の正確な重量に基づいたレシピ設計によって行っている。(公式参加)
- 全サプライヤーには、動物福祉（魚類福祉を含む）に関する評価制度が設けられている。(公式)

- 季節商品として土用の丑の日にニホンウナギを調達予定である。(営業参加)
⇒絶滅危惧種は例外を除いて調達不可としているため、例外として調達を認めている完全養殖か、令和7年12月施行の水産流通適正化制度に倣って適法に採捕されたものかを確認・報告するように依頼した。
- ビカーラ種のウナギ (IUCN のレッドリスト対象外) を調達予定である。(営業参加)
⇒商品説明で IUCN のレッドリスト対象外であることを明示するように依頼した。
- フードダイバーシティに配慮したいが、メニューの種類は厨房スペースや機器に対する電気容量、ストック量の問題で全ての実現が難しくなっており、ヴィーガン等対応品は困難である。同じ厨房で調理するしかなく、交差汚染がありうるので全てベジタリアンと整理している。(営業参加)
⇒専用ラインを確保できるものや加工で仕入れる単体のものでヴィーガンとして整理できるものは個別に整理するように依頼した。
- 食品産地は国内産のものを調達できる見込みである。(営業参加)
⇒被災地産や近郊地産があれば特出ししてアピールするように依頼した。
- 試飲試食品も調達コードの対象になるのか。(催事参加)
⇒試飲試食品も調達コードの対象になるため、確認を依頼した。また、調達計画書の報告対象であれば報告するように依頼した。

(12) その他

【良い取組事例】

- ユニフォームは、端材や植物由来原料を使用した素材を活用し、再利用を想定した循環型のものを制作する。(営業参加、非公式参加)
- トイレ用ハンドペーパーティッシュや傘袋はできる限り使用せず、ハンドロールタオルや雨傘除水機を活用予定である。(非公式参加)
- 野菜の調理に使用した水は、パビリオン内の植物の水やりに活用予定である。(公式参加)
- スタッフ休憩室に、空気清浄機や足マッサージ器を設置予定である。(非公式参加)
- 会期中は看護師資格所持者、介護関連資格所持者を配置予定である。(非公式参加)
- 大屋根リングに福島県産材を使用し、福島浪江工場を活用した。(建設会社)

以上

4.2 博覧会協会で認めた認証一覧

認証制度		概要	調達コードでの活用対象品目
FSC		FSC® (Forest Stewardship Council®) 認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益に適い、経済的に継続可能な、適切な森林管理を広めるための国際的な認証制度です。	木材／紙
PEFC		PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)は、持続可能な森林管理のために策定された国際基準に則って、各国独自の森林認証制度の基準が国際基準を満たしているかを承認する仕組みで、世界最大の認証制度です。	木材／紙
SGEC		SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)は、日本の自然的社会的条件を踏まえた日本独自・唯一の森林認証制度です。その基準はPEFCによる審査により承認を受けており、SGEC認証材は国際的にPEFC認証材として流通可能です。	木材／紙
GLOBAL G.A.P.		GLOBAL G.A.P. (Good Agricultural Practices) は、国際的に広く認知・信頼されている認証制度です。基準は、食品安全、環境サステナビリティ、労働安全衛生、動物の福祉、サプライチェーンの透明性を網羅します。安全で責任ある農業を通して、世界中の生産者、小売、消費者に貢献することを目指します。	農産物
ASIAGAP		ASIAGAP は、2018年にGFSI (Global Food Safety Initiative) からアジアで初めて承認を受けた日本発のGAP認証制度です。食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉、農場運営の要素を含んでいます。	農産物
JGAP		JGAP は、食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉など持続可能な農場運営への取り組みを認証する、10年以上の歴史を持つ日本発のGAP認証制度です。農産物と畜産物の認証基準があり、畜産物には家畜衛生とアニマルウェルフェアの要素が含まれます。	農産物／畜産物
レインフォレスト・アライアンス		レインフォレスト・アライアンスは、森林の保護、労働者の人権尊重や生活向上、気候危機への緩和と適応など、より持続可能な農業を推進するための包括的な認証制度です。世界60カ国で持続可能な農業の研修と認証を提供し、また土地管理のプロジェクトも展開しています。	農産物（茶類、バナナ、オレンジその他果物と野菜等）
国際フェアトレード認証		国際フェアトレード認証は、原料の生産から、輸出入、加工、製造工程を経て、完成品までの各工程で、社会的、環境的、経済的基準について定めた国際フェアトレード基準（開発途上国の小規模生産者・労働者の持続可能な開発を促進することを目指して設計）を満たすものに付与するものです。	農産物（コーヒー、茶、 카카오、果物等） ※海外産
アメリカ大豆サステナビリティ認証		SSAP 認証（アメリカ大豆サステナビリティ認証）は、社会・環境・経済の基準に基づく大豆生産の持続性を証明する国際的な認証制度です。第三者監査を通じて全米規模で持続可能な生産を検証し、米国の農家が持続性の向上と継続的改善に取り組むことを促しています。	農産物（アメリカ産大豆）
LPA		LPA（家畜生産保証制度）は、食の安全、周辺環境への配慮、動物福祉などを含むオーストラリアの農場保証プログラムです。	畜産物（オーストラリア産牛肉）
NFAS		NFAS（全国肥育場認定制度）は、食の安全、周辺環境への配慮、動物福祉などを含むオーストラリアの肥育場のための品質保証プログラムです。	
OSAKA サステナブル畜産認証制度		OSAKA サステナブル畜産認証制度は、国際目標SDGsの達成に向け、大阪府内農場の持続可能性に配慮した生産体制を推進し、畜産物の付加価値向上や府民が安心して食することができる畜産物を確保することを目的に創設したものです。	畜産物（牛乳、牛肉、豚肉、鶏卵、肉類等）
持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定		持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定は、農場 HACCP 認証を取得した認証農場の中で、SDGs等の社会的ニーズに対応している認証農場を指定するものです。	畜産物（牛乳、牛肉、豚肉、鶏卵、鶏肉）
平飼い鶏卵認証		平飼い鶏卵認証は、アニマルウェルフェアに配慮した飼養環境を維持するため、「採卵鶏の平飼い飼養管理基準」に則った認証対象鶏舎及び施設で生産され、非認証鶏卵と分別保管	畜産物（鶏卵）

		理されている認証鶏卵を出荷する際に「格付」を行い認証マークを付与するものです。	
MEL		MEL (Marine Eco-Label Japan) は、資源と生態系の保全に配慮した漁業・養殖業を認証する日本発の水産エコラベルです。多様に恵まれた日本の風土文化(魚種・漁法・水産業)を反映しています。	水産物
MSC		MSC (Marine Stewardship Council) 認証は、水産資源と環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業に関する国際的な認証制度です。MSC 認証を取得した漁業で獲られた水産物に MSC「海のエコラベル」を付けることができます。	水産物
ASC		ASC (水産養殖管理協議会) は、環境や地域社会や人々に配慮した、責任ある養殖により生産された水産物を対象とする国際的な認証制度です。	水産物(養殖)
BAP		BAP (Best Aquaculture Practices) 認証は、責任ある養殖事業の発展のために活動する世界養殖連盟 (Global Aquaculture Alliance、通称 GAA) が運営する第三者認証です。環境や社会的責任のほか、食品安全、動物福祉、トレーサビリティの観点を包括的にカバーします。	水産物(サーモン、エビ、ムール貝、真鯛等)
ISPO		ISPO (持続可能なパーム油のインドネシア基準) は、インドネシアの持続可能なパーム油認証協議会 (ISPOCC) により運営されている国の認証制度であり、持続可能なパーム油ビジネスの国際標準を開発・実行するため、合法性、GAP、環境、労働、社会経済及び透明性を満たすパーム農園、生産者及び加工企業を認証しています。	パーム油
MSPO		MSPO (持続可能なパーム油のマレーシア基準) は、マレーシアのパーム油認証協議会 (MPOCC) によって管理されている国の認証スキームであり、合法性や環境・社会等に関する基準を満たすパーム農園及び加工施設を認証します。	パーム油
RSPO		RSPO (持続可能なパーム油に関する円卓会議) は、非営利の国際会員組織であり、パーム油産業のさまざまなセクターの利害関係者(生産者、加工業者及びトレーダー、消費者製品製造業者、小売業者、銀行/投資家、環境/社会 NGO 等) が一体となって、持続可能なパーム油生産を実現するためのグローバルな基準を開発し実行しています。	パーム油

4.3 調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況

受付番号	受付日	通報者	種類	通報内容	処理状況
1	2024年9月17日	第三者	人権、労働	建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立て。	2025年1月23日に処理手続を開始しない旨通報者に通知し、本通報受付窓口における手続を終了した。
2	2025年3月7日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月14日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
3	2025年3月11日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月25日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
4	2025年3月27日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年3月28日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して調査・整理を行っていたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
5	2025年4月18日	当事者	人権、労働	パピリオン運営主体等における不当な扱いに関する申し立て。	2025年4月30日に処理手続の開始を決定し通報者に通知。助言委員会を設置して通報者・被通報者・関係者にヒアリング等を行い対応方針を示し、手続を終了した。
6	2025年4月28日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて情報収集を行っていたが、通報者から詳細情報を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
7	2025年5月9日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	2025年6月10日に処理手続の開始を決定。その後、通報者より通報の取り下げがあった。
8	2025年5月9日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。
9	2025年6月18日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。
10	2025年6月26日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
11	2025年7月9日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
12	2025年7月25日	当事者	経済(人権、労働)	パピリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、通報者からより詳しい情報を収集していたが、一体的な相談対応を行う体制の構築を踏まえ、通報者の同意を得て、同対応に移行した。※
13	2025年9月5日	当事者	経済	サプライヤーの提供サービスにおける知的財産権侵害に関する申し立て。	処理開始の判断に向けて、より詳しい情報を収集していたが、通報者より通報の取り下げがあった。
14	2025年12月24日	第三者	人権、労働	建設資材を製造する会社における不当労働行為に関する申し立て。	2026年2月24日に処理手続を開始しない旨通報者に通知し、本通報受付窓口における手続を終了した。

※パピリオン運営主体等の建設工事における請負代金不払いに関する申し立てについては、相談者の負担を軽減するとともに効率的な対応を行うことを目的に、当協会が窓口となって相談を受け、相談者に法的権限を持ち対応を行う国・大阪府等の監督官庁を紹介し、協会を含めて一体的に対応を行う体制を構築した。そのため、当窓口での受付案件については、助言委員会等を通じて実施した整理・調査の結果も引き継ぎ形で、同体制における対応に移行した。

5 人権に関する通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況

受付番号	受付日	通報者	種別	通報内容	処理状況	
1	2024年 8月15日	その他	本人	差別	協会職員による外部イベント参加者への差別的な発言に関する申し立て。	協会幹部より被通報者に注意を行うとともに、通報者に謝罪を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
2	2024年 9月13日	その他	本人	差別	協会制作物等における多様性への配慮を求める申し立て。	被通報者・関係者に多様性への配慮について周知するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
3	2024年 12月18日	その他	関係団体	障がい者の権利	チケット購入や万博会場における視覚障がい者への対応に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に改善内容等について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
4	2025年 2月1日	その他	本人	差別	協会制作物等における差別への配慮を求める申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
5	2025年 3月5日	その他	関係団体	安全・衛生	建設工事作業員の通行やトイレ利用に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に改善内容等について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
6	2025年 3月21日	その他	関係団体	安全・衛生	建設工事作業員の安全配慮を求める申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に調査・対応結果について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
7	2025年 3月26日	スタッフ	本人	ハラスメント、労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等におけるハラスメントや労働契約に関する申し立て。	被通報者に調査を行い、被通報者から通報者に謝罪等の対応を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
8	2025年 4月9日	その他	第三者	子どもの権利	子ども用トイレの設置方法に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に調査結果について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
9	2025年 4月9日	来場者	本人	障がい者の権利	パーソナルモビリティの使用ルールに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
10	2025年 4月10日	その他	第三者	子どもの権利	子ども用トイレの使用ルールに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
11	2025年 4月10日	来場者	本人	障がい者の権利	車椅子への対応に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
12	2025年 4月12日	その他	第三者	表現の自由	協会の取材対応に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
13	2025年 4月12日	その他	家族	差別	会場における支払方法をキャッシュレスに限定している運用に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に考え方について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
14	2025年 4月13日	その他	第三者	プライバシー	会場からのネット配信に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
15	2025年 4月13日	スタッフ	本人	プライバシー	スタッフに対して事業者が実施する独自の持物検査に関する申し立て。	被通報者等に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
16	2025年 4月16日	スタッフ	第三者	表現の自由	協会の取材対応に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。

17	2025年 4月16日	その他	家族	子どもの 権利	学校における万博を理由 とした規律訓練に関する 申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 報告を行い、本通報受付窓口における手続 を終了した。
18	2025年 4月17日	その他	家族	障がい者 の権利	障がい者の入場ゲート及 びバピリオン入館時の対 応に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 対応可能な内容について報告を行い、本通 報受付窓口における手続を終了した。
19	2025年 4月17日	スタッ フ	本人	ハラスメ ント、労 働条件・ 労働環境	バピリオン運営主体等 におけるハラスメントや労 働契約に関する申し立て。	通報者からの希望により保留としたが、そ の後の連絡が途絶えたため、本通報受付窓 口における手続を終了した。
20	2025年 4月20日	その他	本人	差別	高齢者からのWEB問合 せに対する協会の対応に 関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
21	2025年 4月20日	その他	本人	障がい者 の権利	障がい者向けチケット種 別に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 報告を行い、本通報受付窓口における手続 を終了した。
22	2025年 4月21日	来場者	本人	安全・衛 生	バピリオン運営主体等 スタッフによる高圧的な態 度に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
23	2025年 4月22日	来場者	第三 者	ハラスメ ント	会場におけるカスタマ ーハラスメントに関する申 立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
24	2025年 4月22日	スタッ フ	第三 者	差別	来場した子どもによる会 場スタッフへの差別的な 態度に関する申し立て。	関係者に調査を行うも被通報者の特定が 困難であることから、通報者にその旨の回 答を行い、本通報受付窓口における手続を 終了した。
25	2025年 4月24日	その他	第三 者	安全・衛 生	会場におけるコスプレに 対する不安に関する申し 立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
26	2025年 4月24日	来場者	本人	障がい者 の権利	パーソナルモビリティの 貸出ルールに関する申し 立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 被通報者からの謝罪と改善予定の内容の 報告を行い、本通報受付窓口における手続 を終了した。
27	2025年 4月24日	その他	第三 者	安全・衛 生	会場におけるコスプレに 対する不安に関する申し 立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
28	2025年 4月25日	スタッ フ	本人	労働条 件・労働 環境	バピリオン運営主体等 における労働契約等に関 する申し立て。	被通報者等に調査を行うとともに、通報者 に報告を行い、本通報受付窓口における手 続を終了した。
29	2025年 4月25日	来場者	本人	差別	入場ゲートにおけるベ ビーカーの優先入場に関 する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 確認したルールの報告を行い、本通報受付 窓口における手続を終了した。
30	2025年 4月25日	来場者	本人	差別	バピリオン運営主体等 におけるスタッフの説明内 容に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 報告を行い、本通報受付窓口における手続 を終了した。
31	2025年 4月26日	来場者	本人	差別	来場後アンケートの性別 質問項目の記載に関する 申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとと もに、通報者に報告を行い、本通報受付窓 口における手続を終了した。
32	2025年 4月28日	来場者	本人	差別	ユニバーサルトイレの使 用ルールに関する申し立 て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 確認したルールについて報告を行い、本通 報受付窓口における手続を終了した。
33	2025年 4月28日	スタッ フ	本人	ハラスメ ント、労 働条件・ 労働環境	バピリオン運営主体等 におけるハラスメントや労 働条件等に関する申し立 て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 報告を行い、本通報受付窓口における手続 を終了した。
34	2025年 4月28日	その他	本人	障がい者 の権利	会場における指定難病者 への割引ルールに関する 申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に 確認したルールについて報告を行い、本通 報受付窓口における手続を終了した。

35	2025年 4月28日	来場者	本人	ハラスメント、労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働契約等に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
36	2025年 4月29日	来場者	本人	安全・衛生	パビリオン運営主体等スタッフの医療支援に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
37	2025年 5月1日	その他	本人	その他	著作権に関する申し立て。	通報者に繰り返し内容を確認したものの不明瞭で処理を進めることが困難と判断したため、本通報受付窓口における手続を終了した。
38	2025年 5月2日	その他	第三者	プライバシー	会場からのネット配信に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
39	2025年 5月3日	来場者	本人	安全・衛生	会場スタッフによる威圧的な態度に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
40	2025年 5月3日	来場者	本人	プライバシー	会場内における撮影画像に対する SNS 上での誹謗中傷に関する申し立て。	通報者に詳細内容を確認するとともに、協会として対応可能な内容について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
41	2025年 5月7日	来場者	本人	プライバシー	会場におけるスタッフ間の誹謗中傷に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
42	2025年 5月8日	その他	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
43	2025年 5月8日	来場者	本人	差別	パビリオン運営主体等における展示に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
44	2025年 5月10日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
45	2025年 5月15日	来場者	本人	障がい者の権利	会場における精神障がい者への割引ルールに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
46	2025年 5月16日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場内喫煙所からの受動喫煙に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に改善予定の内容・時期について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
47	2025年 5月16日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場スタッフ休憩所の環境改善に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に改善予定の内容・時期について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
48	2025年 5月16日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
49	2025年 5月18日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
50	2025年 5月19日	スタッフ	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における不当な扱いに関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したためその窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
51	2025年 5月20日	スタッフ	本人	ハラスメント、労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等におけるハラスメント・労働契約に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行ったものの、9月以降通報者からの連絡が途絶え、本通報受付窓口における手続を終了した。

52	2025年 5月22日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働条件に関する申し立て。	通報者からの希望により保留中であったところ、その後の連絡が途絶えたため、本通報受付窓口における手続を終了した。
53	2025年 5月24日	スタッフ	本人	差別	パビリオン運営主体等における差別的な扱いに関する申し立て。	通報者と複数回連絡を取り、通報内容の確認作業を進めていたものの、6月以降通報者からの連絡が途絶え、本通報受付窓口における手続を終了した。
54	2025年 5月26日	その他	第三者	安全・衛生	SNS上に投稿された会場スタッフの体調に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
55	2025年 5月27日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等におけるハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い対話の意思確認を行ったものの、8月以降通報者からの連絡が途絶え、本通報受付窓口における手続を終了した。
56	2025年 5月30日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等におけるハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの、6月以降通報者からの連絡が途絶え、本通報受付窓口における手続を終了した。
57	2025年 5月31日	来場者	家族	障がい者の権利	会場における共用コンセンソの利用ルールに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
58	2025年 6月2日	来場者	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフによる不適切な言動に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
59	2025年 6月2日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における視覚障がい者の優先入場に関する申し立て。	通報者より他の手段で対応完了したと報告があり、本通報受付窓口における手続を終了した。
60	2025年 6月3日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における療養手帳持参者の優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
61	2025年 6月3日	その他	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における視覚障がい者の優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
62	2025年 6月3日	その他	第三者	障がい者の権利	障がい者を万博に招待することを求める申し立て。	通報者に参考意見に対するお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
63	2025年 6月3日	来場者	本人	安全・衛生	会場スタッフによる怒声等に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
64	2025年 6月6日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における精神障がい者の優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
65	2025年 6月6日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における盲導犬の扱いに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に被通報者からの謝罪と改善策について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
66	2025年 6月7日	来場者	本人	差別	パビリオン運営主体等における差別的な扱いに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
67	2025年 6月9日	スタッフ	本人	その他	会場スタッフの不適切な行動に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
68	2025年 6月9日	スタッフ	本人	その他	会場スタッフの不適切な行動に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。

69	2025年 6月9日	スタッフ	本人	その他	会場スタッフの不適切な行動に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
70	2025年 6月9日	その他	第三者	その他	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したためその窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
71	2025年 6月9日	来場者	本人	障がい者の権利	会場スタッフによる障がい者への不適切な対応に関する申し立て。	関係者に確認するとともに、通報者に報告とお詫びを伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
72	2025年 6月12日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働条件に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
73	2025年 6月14日	その他	第三者	障がい者の権利	障がい者を万博に招待することを求める申し立て。	通報者に参考意見に対するお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
74	2025年 6月15日	スタッフ	本人	差別	会場内施設での求人募集に関する申し立て。	通報者に処理を行うための追加情報を求めたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
75	2025年 6月15日	来場者	本人	障がい者の権利	会場外運行バス内における障がい者への不適切な発言に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
76	2025年 6月17日	来場者	本人	差別	パビリオン運営主体等における差別的な仕草に関する申し立て。	通報者に意見に対するお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
77	2025年 6月18日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
78	2025年 6月19日	来場者	本人	安全・衛生	会場外スタッフによる威圧的な発言に関する申し立て。	関係者に調査を行うも被通報者の特定が困難であることから、通報者にその旨を回答し、本通報受付窓口における手続を終了した。
79	2025年 6月20日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場スタッフの不安全な行動に関する申し立て。	関係者に調査を行うも被通報者の特定が困難であることから、通報者にその旨を回答し、本通報受付窓口における手続を終了した。
80	2025年 6月21日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
81	2025年 6月21日	来場者	家族	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における重度障がい者の優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に確認したルールについて報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
82	2025年 6月22日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働条件に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの、通報者から取り下げがあり、本通報受付窓口における手続を終了した。
83	2025年 6月24日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における雇用契約に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
84	2025年 6月24日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に改善予定の内容について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
85	2025年 6月24日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場施設における雇用契約等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
86	2025年 6月26日	その他	関係者	その他	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。

87	2025年 6月26日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体者等におけるハラスメントに関する申し立て。	通報者からの希望により取り下げがあり、本通報受付窓口における手続を終了した。
88	2025年 6月28日	来場者	家族	その他	会場内で生じた来場者間の威圧的行為に対する会場スタッフの対応に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
89	2025年 7月3日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における雇用契約に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
90	2025年 7月3日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場施設における雇用契約に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
91	2025年 7月3日	その他	本人	差別	催事出演者の過去の差別発言に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
92	2025年 7月4日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等スタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
93	2025年 7月4日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
94	2025年 7月4日	その他	本人	障がい者の権利	障がい者用駐車場の利用ルールに関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
95	2025年 7月4日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における不当な扱いに関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
96	2025年 7月5日	その他	第三者	その他	パビリオン運営主体等における建設工事に関する申し立て。	通報者に情報提供へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
97	2025年 7月5日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
98	2025年 7月5日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
99	2025年 7月6日	スタッフ	本人	安全・衛生	パビリオン運営主体等における暑熱対策に関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
100	2025年 7月7日	その他	第三者	その他	会場周辺道路における警備に関する申し立て。	通報者に情報提供へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
101	2025年 7月9日	その他	第三者	差別	催事出演者の過去の発言に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
102	2025年 7月9日	来場者	本人	安全・衛生	パビリオン運営主体等スタッフによる威圧的な態度に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
103	2025年 7月9日	来場者	家族	障がい者の権利	パビリオン運営主体等スタッフによる精神障がい者への不当な扱いに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
104	2025年 7月13日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの休憩所・トイレ利用に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。

105	2025年 7月13日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
106	2025年 7月15日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	スタッフの労働条件等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
107	2025年 7月15日	来場者	本人	差別	パビリオン運営主体等における不当な扱いに関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
108	2025年 7月15日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場における不安全な作業に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
109	2025年 7月17日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
110	2025年 7月17日	来場者	家族	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における大型車椅子の入場制限に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
111	2025年 7月17日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
112	2025年 7月17日	スタッフ	本人	その他	会場運営における業務発注指示に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
113	2025年 7月20日	来場者	本人	安全・衛生	パビリオン運営主体等スタッフによる不快な言動に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したため、その窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
114	2025年 7月20日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
115	2025年 7月21日	来場者	本人	安全・衛生	パビリオン運営主体等スタッフによる高圧的な言動に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
116	2025年 7月22日	その他	第三者	差別	催事出演者の過去の発言に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
117	2025年 7月24日	スタッフ	本人	差別	パビリオン運営主体等における差別的な扱いに関する申し立て。	通報者の連絡先が不明であったものの被通報者に調査を実施し、本通報受付窓口における手続を終了した。
118	2025年 7月25日	来場者	本人	安全・衛生	会場内トイレにおける異性スタッフによる清掃作業に関する申し立て。	通報者に詳細確認したところ、他窓口への相談がより有効と判明したためその窓口を紹介し本通報受付窓口における手続を終了した。
119	2025年 7月26日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
120	2025年 7月29日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
121	2025年 8月1日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
122	2025年 8月3日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。

123	2025年 8月4日	来場者	本人	安全・衛生	入場ゲートにおける会場スタッフによる危険な対応に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
124	2025年 8月4日	来場者	第三者	安全・衛生	会場スタッフによる不快な行為に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
125	2025年 8月4日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
126	2025年 8月6日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
127	2025年 8月6日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働条件等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
128	2025年 8月6日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場でのスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
129	2025年 8月7日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
130	2025年 8月12日	その他	家族	子どもの権利	万博への校外学習に関する学校の対応に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
131	2025年 8月15日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等におけるカスタマーハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
132	2025年 8月18日	来場者	本人	障がい者の権利	エレベーターにおける会場スタッフによる不当な対応に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
133	2025年 8月19日	来場者	本人	障がい者の権利	障がい者用駐車場への退場ルートに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
134	2025年 8月24日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等スタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
135	2025年 8月19日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
136	2025年 8月28日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等スタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
137	2025年 8月29日	来場者	本人	安全・衛生	入場ゲートにおける会場スタッフの暴言に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
138	2025年 8月29日	スタッフ	本人	その他	パビリオン運営主体等における会場スタッフの不適切な採用に関する申し立て。	関係者に確認したものの回答が得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
139	2025年 8月29日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
140	2025年 8月31日	来場者	本人	安全・衛生	来場者間の痴漢行為に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
141	2025年 9月1日	その他	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等におけるイベント登壇者の過去の活動に関する申し	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。

					立て。	
142	2025年 9月1日	スタッフ	本人	ハラスメント	パビリオン運営主体等におけるカスタマーハラスメントに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
143	2025年 9月2日	勤務員	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
144	2025年 9月2日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場対応に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
145	2025年 9月3日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における歩行困難者への対応に関する申し立て。	被通報者に確認したものの回答が得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
146	2025年 9月3日	来場者	本人	障がい者の権利	会場スタッフによる身体障がい者への対応に関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
147	2025年 9月4日	その他	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等におけるイベント登壇者の過去の活動に関する申し立て。	被通報者・関係者に確認するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
148	2025年 9月6日	来場者	本人	障がい者の権利	会場スタッフによる歩行困難者への配慮不足に関する申し立て。	通報者の連絡先が不明であったものの被通報者に意見を共有し、本通報受付窓口における手続を終了した。
149	2025年 9月15日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	被通報者・関係者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
150	2025年 9月16日	来場者	本人	障がい者の権利	障がい者用駐車場の予約ルールに関する申し立て。	被通報者・関係者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
151	2025年 9月16日	その他	本人	障がい者の権利	旅行代理店における障がい者チケットの取り扱いに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
152	2025年 9月16日	その他	本人	障がい者の権利	聴覚障がい者からの問合せに対する協会の対応に関する申し立て。	被通報者・関係者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
153	2025年 9月22日	来場者	本人	障がい者の権利	入場ゲートにおける電動車いすの入場ルールに関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に被通報者からの謝罪と対応について報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
154	2025年 9月22日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答が得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
155	2025年 9月25日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における精神障がい者の優先入場に関する申し立て。	被通報者・関係者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
156	2025年 9月26日	来場者	本人	差別	パビリオン運営主体等スタッフによる差別的な言動に関する申し立て。	被通報者に確認したものの回答が得られず、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
157	2025年 9月27日	スタッフ	本人	安全・衛生	会場におけるスタッフへの暑熱対策に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答が得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
158	2025年 9月29日	その他	本人	障がい者の権利	旅行代理店やコンビニにおける障がい者チケットの取り扱いに関する申し立て。	被通報者に調査するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。

159	2025年 10月1日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
160	2025年 10月3日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働契約等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
161	2025年 10月3日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働契約等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
162	2025年 10月3日	来場者	本人	安全・衛生	会場における盗撮に関する申し立て。	被通報者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
163	2025年 10月3日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	パビリオン運営主体等における労働契約等に関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
164	2025年 10月4日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、本通報受付窓口における手続を終了した。
165	2025年 10月5日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者から取り下げがあり、本通報受付窓口における手続を終了した。
166	2025年 10月2日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に通報内容の確認作業を進めていたものの回答を得られず、本通報受付窓口における手続を終了した。
167	2025年 10月3日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	被通報者・関係者に頂戴した意見を共有するとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
168	2025年 10月7日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	被通報者に調査を行うとともに、通報者に報告を行い、本通報受付窓口における手続を終了した。
169	2025年 10月8日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、被通報者に通報内容を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
170	2025年 10月9日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における補助犬の入場ルールに関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
171	2025年 10月9日	来場者	本人	障がい者の権利	パビリオン運営主体等における優先入場に関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
172	2025年 10月11日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、本通報受付窓口における手続を終了した。
173	2025年 10月13日	スタッフ	本人	ハラスメント	会場におけるスタッフ間のハラスメントに関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、本通報受付窓口における手続を終了した。
174	2025年 10月14日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、本通報受付窓口における手続を終了した。
175	2025年 10月14日	来場者	本人	安全・衛生	カムダウン/クールダウンルームへの適切な案内を求める申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
176	2025年 10月21日	来場者	本人	障がい者の権利	会場スタッフによる障がい者への不適切な対応に関する申し立て。	通報者に意見へのお礼を伝え、本通報受付窓口における手続を終了した。
177	2025年 12月1日	スタッフ	本人	労働条件・労働環境	会場スタッフの労働契約等に関する申し立て。	通報者に法的な調査・対応を行える窓口を紹介し、本通報受付窓口における手続を終了した。

6 職員の状況

(1)職員数の推移

	職員数 (人)
2019年2月1日	26
2019年4月1日	49
2020年4月1日	172
2021年4月1日	253
2022年4月1日	432
2023年4月1日	642
2024年4月1日	769
2025年4月1日	891
2026年2月1日	557

(2)育休取得者数

延べ 16 名（うち男性 16 名、女性 0 名）（2025 年 4 月 1 日現在）

7 連絡先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 持続可能性局

ESMS-actionplan(at)expo2025.or.jp

（メール送信の際、(at)を@に置き換えて送信してください。）

